協働環境委員会会議録

令和元年9月13日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:41

【 案 件 】

- 1. 議案第106号 飯塚市ふるさと応援基金条例
- 2. 議案第107号 飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する 条例
- 3. 議案第109号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例

【所管事務調查】

- 1. ふくおか県央環境広域施設組合について
- 2. 株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全について
- 3. 自然環境保全条例について
- 4. 市民意識調査について
- 5. 国民健康保険税について

【 報告事項 】

1. ふるさと納税に係る大学応援メニューの追加について

【地域振興課】

2. 工事請負契約について

【契約課】

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。「議案第106号 飯塚市ふるさと応援 基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○地域振興課長

「議案第106号 飯塚市ふるさと応援基金条例」について、ご説明をいたします。本条例 案につきましては、本市を応援したいという想いを持って寄附されたふるさと応援寄附金について、活用状況の公表など寄附した成果、効果が見えるように、寄附者の思いを具現化することで、今後も寄附金の増加につなげ、もって本市の魅力あるまちづくりを推進すること目的として、飯塚市ふるさと応援基金を設置するものでございます。具体的な条文につきましては、この設置目的を第1条に規定し、第2条以下に他の基金条例と同様に、積立額、管理方法、運用方法等を規定しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

設置目的について、ふるさと寄附金の効果が寄附した人に見えるようにすると。このふるさと寄附をしようとする人たちを激励するというか、寄附行為をさらに募るということのようですけれども、現状でどういう支障があるのか、お尋ねします。

○地域振興課長

現在のやり方でしたら、一般財源の中に入り込んでしまいまして、ちょっと使途が見えにくいという状況でございました。

○川上委員

それを財源に、こういうことができましたというのは、この基金によらなければしにくいということですか。

○地域振興課長

特定財源でございますので、それを、その事業に充てたということが見えやすくなるという

ことでございます。

○川上委員

自治法の第241条で、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て」とあります。 基金の欄でね。それで、その方向性はあり得ると思うんだけど、実際のお金、歳入と歳出の流 れはどういう形になりますか。

○地域振興課長

基金を設置した場合は、寄附金自体は一般会計に入れ、必要経費も一般会計から支出していきますが、年度末に当該年度の寄附金を全額基金に積み立て、当該年度の必要経費を基金から取り崩し、一般会計に繰り入れる流れとなります。

○川上委員

次は、基金の残高について、積み立て目標を設定するのかどうか、お尋ねします。

○地域振興課長

基金積み立て高の目標については、設定する予定はございません。

○川上委員

ということは、これ以上は積み立てませんというのもないということになりますかね。

○地域振興課長

そのとおりでございます。

○川上委員

当然だと思うんだけど、発生利息についてはどういう処理になりますか。

○地域振興課長

利息につきましては、基金繰り入れになりまして、将来的には当然、事業のほうに使わせていただくということになります。

○川上委員

それでは先ほど言われた、見えるようにということもあるんだけど、どういう形で見えるかということもあるんですよね。それで、自治法の第241条の2では、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」ということになるんだけど、そのようにするためには、活用基準がいると思うんですね。どういう基準を考えてますか。

○地域振興課長

市の政策事業、市の地域振興や活性化など魅力ある事業、ふるさとを応援するPR効果がある事業ということで、そのような選定基準で基金を充てていきたいというふうに考えております。

○川上委員

その基準①②③④というものをもう用意しているんですか。

○地域振興課長

現時点ではまだ①②③④というのはございませんが、寄附の受けるほうのメニューには、 6項目というふうなことが位置づけられております。その6項目は、まちづくりの推進とか、 産業・経済の活性化とかいうふうな6項目はございます。ただ充てるほうには、まだ項目とい うのは決めてはおりません。

○川上委員

活用基準については、今、政策的だとかいうことと、そこは重要なんですけど、そこと一つ、PR、知らせて推進するということですけど、PRが入るんでしょうけど、ここを目的に従った活用基準をきちんとつくっていかないと、今言った2点では、ちょっとアバウト過ぎてという心配がありますね。その答弁の過程で、今、6項目というふうに言われたんだけど、その6項目をちょっと紹介してもらっていいですか。

○地域振興課長

まちづくりの推進、産業・経済の活性化、教育・文化の充実、生活基盤の充実・環境整備、 市民福祉の向上、そのほか全事業でございます。この6項目でございます。

○川上委員

教育はどこに入りますか。3番目が教育と言ったのか。全てですね。それで、そういうことだということがわかりました。それから次は、こういうものに使いたいというふうになったとき、きちんと審査される必要があるけれども、その審査の体制とか手順とかいうのはどうなりますか。

○地域振興課長

内部で事業を選定する委員会を設置し、審議、決定した事業に活用することと考えております。

○川上委員

その内部には、どういったメンバーを想定していますか。

○地域振興課長

部長で構成するように考えております。

○川上委員

そうするとなれ合いになりませんか。

○地域振興課長

そのようなことがないように、きっちり審議をしていく予定でございます。

○川上委員

必ずなるというふうに寄附した人は思うかもしれないわけですよね。だから透明性がいる。 透明性と第三者の参加がいる、これについて検討はどうですか。

○地域振興課長

現時点におきましては、まずこの体制でさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

問答無用ということ言っているわけですか。例えば、ある事業をやりたいと思うじゃないで すか。これはふるさと寄附金に頼らなくても、やるべきものはやらないかんわけでしょう。し かしそれを、ふるさと寄附金の基金で手当てしたいというには理由がいるでしょう。ほかの財 源でしていいわけだから。あるいは、すべきなんですよ、本来的には。だけど、特別に基金を 取り崩して使いたいと。あるいは、それを充て込んで流用しておくということになるわけでし ょう。そしたら寄附した人が、そういうことだよねと。後で教えてもらうだけではなくて、自 分が寄附したのはこんなふうに使われたんだな、よかったなというだけなくて、その決定とい うか、決める際に情報を得て、意見を述べることができるようなシステムというのは、もっと 有効ではないかと思うんですけど、その寄附を募っていく上で。だから、透明性が一ついるし、 意見を聞くというのもいるんだけど、それともう一つは、内部は内部でやることもあるでしょ う。でもそれを審査会で終わらせないで、市民感覚のある第三者を含めて、これは確かに基金 を取り崩して使わせていただいてもいいよねという感覚、市民感覚が入っていくようにしたほ うが、そういうシステムにしたほうが、私はふるさと寄附制度についてはあまりお勧めじゃな いんだけど、理由は後で言いますけど。だけど、あなた方が考えるのであればそのように、考 えたほうがいいんじゃないかと思うんだけど、さっきは問答無用という感じでしたけど、今私 が話している間に、考えが変わりましたか。

○市民協働部長

今ずっと、担当課長のほうが説明しておりますとおり、今回の基金というのは、寄附者の想いを具現化して、本市の魅力あるまちづくりを進めるというのが目的でございます。今考えております、このふるさと応援基金を活用してやっていく事業というのは、先ほど説明しました

ように、市の政策的な事業、それから地域振興や活性化など魅力ある事業、ふるさとを応援するPR効果がある事業ということで、当初は基本、市として現状進めていっている事業、既存事業の中から選定をしていこうということで考えているわけでございます。したがいまして、そういう協議をするために、各事業を把握している部長さんたちを含めたところで選定していこうということで考えております。今、委員が言われますように、この事業というのが、寄附者の想いを具現化していく、寄付者の思いを基金の活用に生かしていくということであれば、そういう外部の方々からの意見についても取り入れていったほうが、より効果があるんではないかというようなご意見でございますので、その辺については今後ちょっと調査研究させていただきたいと思います。

○川上委員

そういうことを考えない提案になっておるということなんですよね。だからそういう目的であれば、今言ったようなことを考えておかなきゃならんのやないかと。それで、部長たちが集まって内部で決裁するのは、検討するのはそれはいいじゃないですか。それで行政内部の話だから、それに市民はどういうふうに参加できるかというのは別の工夫がいるということでもあろうと思うんですよ。だから、そういうことを考えてないということを、ちょっと指摘というか、今確認をしました。それから、そういう基金をつくった後に、実際どういうふうに基金が活用されるというか、見通しはどうですか。基金活用についての見通し。どれぐらいのお金が入ってきて、というような感じの。

○地域振興課長

当初予算では、寄附金見込み額を16億8千万円。必要経費を11億3343万円としており、約5億円が基金に積み立て、活用事業に充当可能な額というふうに考えております。

○川上委員

さっきちょっと言ったんだけど、ふるさと寄附制度についてのあり方そのものについて、私は地方財政法などが予定している地方自治体の財源調整についての考え方、ナショナルミニマム、どこに住んでいても必要な行政サービスを国民が等しく受けられるというシステムも維持しとるわけでしょう。地方交付税制度などで。それは最低の、最低というか、基準額がありますよと。上回ってできているところは、地方交付税は出さないか、少ないかと。出さないか。少ないところは、少ない分だけ手当てしましょうという制度なんだけど、そういう調整制度をとっているわけでしょう。これに対して、ふるさと寄附制度、納税制度というのは、格差が予定されている制度ですよね。だから異質のものが制度的に入ってきているという現状が、もう長く10年以上続いていて、ここのところの考え方を、矛盾を大きくしない制度であるかどうかが基金をつくる場合、問われると思うんですよ。言っている意味が伝わりますかね。その辺について検討したことがあるか、お尋ねします。

○地域振興課長

今、質問委員が言われたように、この制度は飯塚市を応援したいという方から寄附金という 形態でいただくと同時に、飯塚市民も、ほかの自治体へ寄附をすることもできるため、入ると 同時に出ていく税金も生じているというふうな意味合いだと思います。そのような中で、地場 産業の活性化を図るという地域振興の意味合いと、ほかに出ていく、本市の税金の不足を補う というふうなこともございますので、そのような状況の中で我々としても、今後もこの制度に ついては取り組んでいく必要があるのじゃないかというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

この条例で対象となるふるさと応援寄附金ですけれど、通常、ふるさと納税というと個人の ふるさと納税もあれば、企業版ふるさと納税もありますよね。双方ともなるのかどうか、その 点いかがですか。

○地域振興課長

これは個人のふるさと納税でございます。

○江口委員

企業版ふるさと納税が対象とならないのは、どういった理由からでしょうか。

○市民協働部長

企業版ふるさと納税につきましては、所管が行政経営部ということになりますので、私どものほうからは参考という形での答弁とさせていただきますけれども、企業版ふるさと納税につきましては、元来、国のほうが示している考え方であれば、基金を造成することは基本だめですよ、当該年度で企業さんからいただいた寄附については、当該年度の事業に充当する必要があると、そういうような事業再生計画をつくらないと、そもそも総務省が認定しないというような仕組みになっておりますので、この基金にはなじまないということでのご理解をお願いいたします。

○江口委員

たしか筑豊ハイツのテニスコートの屋根を整備しましたよね。あそこにもたしか、企業版ふるさと納税のプレートが書いてありますよね。現実にはそうやって今の制度中で明らかにしているので、なおさらここでやることはないし、またあわせて制度としても、国としても制度としても、基金としては妥当でないという話をしているからということでよろしいですよね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第106号」に賛成の立場で討論します。確かに先ほど指摘したように、地方財政の財源調整の原則の考え方と、ふるさと納税制度の考え方、実態の間には矛盾があります。であるが、この問題はいずれ解決しなければならないんだけれども、今回の基金の創設がこの矛盾を拡大するものではないのではないかと思うから、賛成なんです。それで、そのためには先ほどから言っております透明性のある、市民の感覚を持った第三者の参加によるチェックが十分に働く必要があるし、あえていえば、例えば事実上の官製談合の事業の財源に充てられるというようなことがないように、十分にチェックしなければならないと思うんですよね。市の部長クラスでなくてもいいんだけど、いけば、そこの閉ざされた空間だけで話していけば、あの金があるからこういうふうにして事実上1者入札になってもいいじゃないかというようなことで、鎮西小中一貫校の1工区から5工区のようなやり方が再現されるならば、今度こそ飯塚市政は、市民から厳しく批判もされるし、信用失墜は回復できない程度にまでなると思うんですね。だから、こういうことをおそれて、きちんとやる必要があるだろうというふうに思います。問題はあるが賛成をしようという立場です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第106号 飯塚市ふるさと応援基金条例」については、原案のと おり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第107号 飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改 正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長補佐

議案書36ページをお願いいたします。「議案第107号 飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。本案は新体育館の建設用地であります市民公園の健幸スポーツ広場、飯塚地方卸売市場の建設用地であります庄内工業団地グラウンド、老朽化のため休止しております頴田体育館及び頴田武道館を廃止するため、また、現在直営で管理しております筑穂多目的グラウンドを地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理することを可能とするため、関係規定の整備を提案するものでございます。

第1条におきまして、飯塚市立公園体育施設条例の別表第1中、新体育館の建設用地であります1、健幸スポーツ広場の専用エリアの表を削り、以降の表を1つずつ繰り上げております。次に、第2条におきまして、飯塚地方卸売市場の建設用地であります庄内工業団地グラウンドと頴田体育館及び頴田武道館を廃止するため、飯塚市体育施設条例第2条及び別表各表から廃止する施設に関する規定を削除しております。37ページをお願いいたします。第3条におきまして、現在直営で管理しております筑穂多目的グラウンドを隣接する筑穂野球場と一体的に指定管理者が管理を行うことができるようにするため、指定管理者に関する規定がございます飯塚市体育施設条例第3条第1項及び別表第3に、筑穂多目的グラウンドの項目を加えるとともに、直営施設の使用料を記載しております別表第4の4、グラウンドの表から筑穂多目的グラウンドの項目を削除いたしております。

最後に、本条例の施行日が公布日としておりますが、第3条に規定しております筑穂多目的 グラウンドの指定管理者導入につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。 ただし、指定管理者選定に係る各種手続等につきましては、施行日以前に可能とする旨を経過 措置に規定しております。以上で、議案第107号につきまして、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

筑穂多目的グラウンドについてお尋ねします。機能が、軟式野球が2面でソフトボールが2面ということなんですけれども、それで間違いないですか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○川上委員

現在の利用状況は、どの程度かお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

筑穂多目的グラウンドの利用状況ですけれども、平成30年度でございますけども、件数としては138件、人数としては5411名の利用となっております。

○川上委員

それは、野球とソフトボールと分かれて集約ができていますか。

○健幸・スポーツ課長

種目で分けて利用の分はできておりません。

○川上委員

それで市外と市内とわかりますか。あるいは、福岡都市圏というのがわかれば、それがもっといいんだけど。

○健幸・スポーツ課長

その分も利用として、市外、市内という部分については、ちょっと数値をとっておりません。 ただ筑穂の多目的グラウンドにつきましては、筑穂の野球場と同様に、福岡地区からの利用も ある程度あっているというところではありますけれども、そのカウントにおいてはいたしていないという状況でございます。

○川上委員

野球場のほうは、かなり都市圏からの利用があるというふうに聞いていますけど、グラウンドのほうは、かなりというほどではないですか。あるというぐらいですか。

○健幸・スポーツ課長

程度の問題でございますけれども、筑穂の野球場を使う場合、大会であったり、チームが試合形式で使う場合がほとんどでございます。その場合、その横に隣接しています筑穂の多目的グラウンド、今回のグラウンドにつきましても、その練習会場であったりとか、そういった形での利用が多いというふうに認識しております。

○川上委員

じゃあ、かなり都市圏からの利用があるということでしょうね。それで、これは使用料ということになるんですかね。使用料の考え方はどういうことでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

使用料につきましては、市内、市外という料金区分の設定はいたしておりません。

○川上委員

今回、指定管理にできるようにということなんだけれども、現在はどういうふうに管理しているんですか。

○健幸・スポーツ課長

筑穂の多目的グラウンドにつきましては、直営での管理となっております。先ほど言いました筑穂の野球場が指定管理施設というのが今の現状でございます。

○川上委員

答弁ができるかどうかわかりませんけど、どこに指定管理者になってもらおうと考えている んですか。

○健幸・スポーツ課長

今その選考の作業を行っているところでございます。

○川上委員

その野球場のほうはどこですか。

○健幸・スポーツ課長

現状、飯塚市スポーツ協会でございます。

○川上委員

野球場のほうの指定管理社を選ぶときに、どういうふうに選びましたか。

○健幸・スポーツ課長

前回、公募作業を行いまして指定管理者を選定いたしております。

○川上委員

それは、何者応募があったんですか。

○健幸・スポーツ課長

1者でございます。

○川上委員

そうすると今度、筑穂多目的グラウンドで応募をかけると複数出てくる可能性がありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:34

再 開 10:45

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

先ほどのご質問ですけれども1者でございます。

○川上委員

何者の見通しかと聞いたんですよ。1者の見通しだということなんですか。そしたら、もう相手がわかっているんですね。

○市民協働部長

今、1者というふうなお答えをさせていただいております。実は、この体育施設の指定管理 者の分については、今体育館を含めて13施設の体育施設について指定管理で管理していただ いております。それの更新が間もなく来ますので、実はその更新、改めて指定管理の手続をす るために、外部委員会の指定管理者選定委員会、そういったいったものについては、もう既に 諮問をしまして、答申をいただいているというような作業をいたしております。その作業をす る段階で、実は今回、条例改正の提案をさせていただいております筑穂多目的グラウンドにつ いては、指定管理者に管理をさせることができるというような条例上の規定がございませんで したので、作業的には今、指定管理の選定委員会のほうから答申は受けておりますけれども、 条例上の規定が整備できていませんでしたので、今回の議会のほうで、先にそれができるよう に、筑穂多目的グランドが指定管理者として、制度として管理ができるような条例改正をして いただいて、そしてその議決をいただいた後に最終的に市としては、その選定委員会のほうか らの答申を受けて、最終的に12月の議会の中で指定管理者の指定の議案を出していくという スケジュールで、今後進めていきたいと思っております。そういうことがございまして、ちょ っと若干の選定の作業の段取りと、議案の改正の順序がちょっとスケジュール的に相違という か、違っておりますけれども、それについては、申しわけございませんでした。そういうこと で、先ほど答弁いたしましたように、その準備の段階で応募は非公募で1者ということでござ いますので、1者ということで答弁いたしております。

○川上委員

これ、私が質問しなかったらどういうことになったんですか。

○市民協働部長

質問されなかったら、まずはこのとおり条例改正をいたしまして、12月に指定管理者の議案を提案するということでございますので、その考え方で進めるということでございます。

○川上委員

今のは普通のことと違うので、行政手続上瑕疵があったというのをここで挽回したいという 趣旨だと思うので、提案理由の本会議場で説明できなくても、委員会の補足説明で聞かれずに、 あなた方が、正直にという言い方かどうかわかりませんけど、説明すべきではなかったですか ね。私が聞かなかったら、闇から闇に葬られていますね。どう思いますか。

○市民協働部長

闇に葬るということというよりも、まだ私どもの中では、指定管理者制度でその業者さんを 管理者として指定するという議案を上げる前に気がついたと。そういう私どもの間違いに気が ついたので、手続的には問題ないなというようなことで考えておったところでございます。

○川上委員

間違ってないんですか。

○市民協働部長

現段階、選定委員会の中では、市長のほうが諮問をして選定委員会の中で答申を受けたという、事務的にはその段階でございます。それを受けて最終的に、これを市として判断して、議案として上げるというようなところまでまだいってなかったので、手続としては問題ないという判断のもと、今回、条例改正のほうをさせていただいているということでございます。

○川上委員

建ててはいけないところに体育館を建てようとして、後で用途指定区域の変更を条例で出したでしょう。どこかおかしいんじゃないですか、あなた方の考え方。だから、今回、こういうことになっているのに、間違っていると思わないというのが、部長が集まったところで、間違っていないということを内部で協議して決めたんですか。

○市民協働部長

本来の手続としては、先に条例で改正をして、それから指定管理者の選定作業に入るというのが一番最も正しいやり方だというふうなことは、もちろん認識いたしております。ただ、今回の件でそれが私どものほうが、その条例改正をすることをせずに、指定管理者の選定作業を進めたと。ただ、その途中でこれは間違いであるということで、途中でその選定作業を中断して、この議案を先に議会のほうに提案して進めていくというような判断をしましたので、ある意味で、法的に問題があるかどうかとかいうことではなくても、手続的には大丈夫だろうという判断をいたしまして、今回提案をさせていただいているということでございます。

○川上委員

副市長、規律が乱れているんじゃないですか。地元住民の同意がなければ売却しないと、ずっと決めてきていたのに、議会に出してみようと、何と言うか。出せば議会が答えを出すでしょうみたいなことが、隣で今あっているわけでしょう。それで、こういう仕事の仕方を続けてよいのかということだと思うんですよ。私がここで撤回しませんかと言ったら、深く考えずにしませんて答弁するでしょう。だから、それを検討してください、要求します。

それで、指定管理料は幾らの予定かお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

年額でございますけども、6858万8千円でございます。

○川上委員

スポーツ協会のほうはそれに伴って、新たに人を雇用したりするようなことがあるんですか。 〇健幸・スポーツ課長

来年度以降からの指定管理になりますけれども、その雇用形態については、実際スポーツ協会の場合が、今、ご質問の13施設の指定管理、それと健康の森の施設がございます。そこの組み合わせの中で人数が実際のところでは配置を出しますので、そこのところは、今協議というか、検討がなされている段階でございます。

○川上委員

わかりました。もう質問は終わりますけど、もう談合を積み重ねてきているということを今答弁で確認しましたので、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

この体育施設なんですが、庄内工業団地グラウンドなんですが、現状どうなっておられますか。

○健幸・スポーツ課長

施設としては休止状態と言うか、今、市場建設に向けての造成工事がなされているところで ございます。

○江口委員

これ都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例があるわけですよね。条例で体育施設の設置を条例で決めているわけでしょう。その中で、まだ施設が条例としてある中で、例えば、その施設に不具合が生じたので使用を休止する、これはあることだと思うんです。ところが、まるっきり別な目的のための事業がスタートする、今回の市場のための造成が始まっている。これは、法のあり方として、いかがですか。

○健幸・スポーツ課長

庄内工業団地のグラウンドにつきましては、ゴールデンウィークが終わるところまで、実際の利用がなされておりました。その前の段階から利用者の方に対しまして、ここが使えなくなりますということでの説明をさせていただいておりました。そして、ゴールデンウィーク明けにここの利用は休止状態とさせていただきますという説明はさせていただいていたところでございます。その分で廃止という形の手続というところを一緒にというところはあろうかと思いますけども、利用者に対しては、その分の十分な説明はさせていただいていたと認識いたしております。

○江口委員

私が聞いているのは、法の手続として、これは正しい行為ですかどうですかということなんです。体育施設が必要だから、大切だから、条例で決めて設置するわけですよね。条例で決まっているということは、これは市民に対する約束ですよ。私どもは、飯塚市は、体育施設を皆様方に提供いたしますという約束なんです。それを事実行為として、確かに議論の中で、市場を持ってこようという話があって、予算等々も通ったことはあるんだけれど、ただ、事実行為やる前に、こういう形になるので申しわけないんだけれどこの体育敷設については廃止をさせていただく、それから事業着手するのが法の正しい手続ではないかと思いますが、いかがですか。

○市民協働部長

ご意見というかご質問というか、要は、もう現状、造成工事の一部があっているというような中で、その手順、順番というか先ほどと一緒でしょうけれども、条例を廃止後に、当然そういう次のステップの作業ということでございます。それについては、ちょっと今私どものほうとして、ちょっとどういう手順でよかったのかというのは、ちょっと申し上げございません。この場で回答はちょっとできかねます。申しわけございません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01 再 開 11:02

委員会を再開いたします。

○副市長

誠に申しわけありません。当然、先ほどの筑穂の多目的グラウンドも同様ですが、法に基づいて、先に法改正等を行いながら、それが通れば条例改正になりますけれど、その後に工事に入っていくのが筋でございます。今後ともそういう事務手続についての間違えがないように、また指導もしていきたいと思っておりますので、今回につきましては私の指導不足もございますので、よろしくお願いいたします。

○江口委員

やはり、この案件に関しては、確かに実際に市場の事業をやっているところは別な部であります。そういったことを考え合わせると市全体として、きちんとガバナンスを効かしていかなくてはならない。それはもうやっぱりトップ、特別職の仕事だと思いますし、それを確認する法のチェックの部分だと思います。ぜひその点については猛省を求めたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第107号」に反対の立場で討論します。理由の第1は、筑穂多目的グラウンドについて、利用上現在の直営を変更する理由が見当たらないというのが1つ。それから2つ目は、指定管理に当たって、既に相手が決まっているという事態というのは看過できない。さらに第3に、行政手続上、重大な瑕疵が筑穂多目的グラウンドほかにあることが明らかになった以上、賛成することはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

本議案については、先ほどの法的手続の重大な誤りがありましたので、反対といたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号 飯塚市都市公園体育施設条例 及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の 委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。 執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第109号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書44ページをお願いいたします。住民票等に旧氏の記載が可能となる住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、令和元年11月5日に施行されることに伴い、関係規定を整備するために、飯塚市印鑑条例の一部を改正するものでございます。本条例の改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。46ページをお願いいたします。

飯塚市印鑑条例第1条関係のうち、第4条第1項第1号では、登録申請の不受理について、また第6条第4号では、印鑑の登録について、及び第11条第3号では、委員間の消滅について、印鑑登録証明書に旧氏の併記を行うことを可能とするために、それにかかわらず文言の追加等を行うものです。続きまして、第4条第1項第4号、第8条第1項、及び次のページになりますが、47ページ第15条第2号では、既存の文字を常用漢字に表記を改めるものでございます。46ページに戻りますが、11条では第1項に第5号として後見開始の審判を受けて成年被後見人になったときを新たに追加し、以下の号を繰り下げるものでございます。次のページ、47ページ、第14条では、その他の事項となっているところを、第6条第4号から第8号までに掲げる事項に改め、事項の明文化を行うものでございます。次に、飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例、第2条関係、附則第3号では、印鑑登録原票を印鑑表へ改め文章の整理を行うものでございます。本条例の施行につきましては、令和元年11月5日としております。以上、簡単ではございますが、「議案第109号」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第109号」に賛成の立場で討論します。世論の中に、日本国憲法が一番大事にしている個人の尊重という視点で言えば、さらに制度的な、抜本的な改めが必要という点はあるわ

けですけれども、今回の条例改正は、その流れの一部として前向きということで受けとめられますので、賛成するものです。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 佐藤委員から、「ふくおか県央環境広域施設組合について」所管事務調査をしたい旨の申し 出があっております。佐藤委員、具体的な内容の説明をお願いします。

○佐藤委員

今回、新しくふくおか県央環境広域施設組合が設立されました。そのことについて今までの 経緯、それと今後の方向性について、組合議会に迷惑をかけない程度に質問させていただきた いと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「ふくおか県央環境広域施設組合について」、所管事務 調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「ふくおか県央環境広域施設組合について」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

○佐藤委員

それでは行いたいと思います。飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町の環境衛生の処理等は、ことし4月に設立されたふくおか県央環境広域施設組合、いわゆる一部事務組合が管理運営している環境施設等で行われていますが、この一部事務組合が設立された経緯をお尋ねいたします。 〇環境対策課長

本市を初め、嘉麻市、桂川町、小竹町の2市2町管内の環境衛生処理と火葬場の利用は小竹町のごみ処理を除き、平成30年度までは飯塚市と嘉麻市のそれぞれの直営施設のほか、本市と桂川町で運営しておりました飯塚市・桂川町衛生施設組合と飯塚市、嘉麻市、小竹町にて運営していましたふくおか県央環境施設組合の両一部事務組合が管理運営する施設にて、その処理等が行われていましたが、これら環境施設等のうち、その多くの施設は老朽化が進んでおり、今後の延命化等の対策や施設更新などの維持管理において、従来のままの運営体系では、今後、各団体に大きな負担が生じると見込まれております。また、ごみの処理におきましては、将来的な人口減少や社会的なリサイクル意識の高まりなどによって、今後のごみ排出量は減少していく傾向が見込まれていることなどから、従来の処理体系から、新たな広域的な処理体系への見直しを図り、今後スケールメリットを生かした効率的な環境施設等の運営管理を推進していくことが可能となるように、一部事務組合の統合と直営施設の管理運営の集約化を図り、平成31年4月1日にふくおか県央環境広域施設組合として、新たに設立されております。

○佐藤委員

○環境対策課長

今回設立された一部事務組合が管理運営することとなった施設には具体的にはどのような施設が何カ所あり、どこの地域のごみ処理や、し尿処理等が行われているのかお伺いいたします。

現在、ふくおか県央環境広域施設組合では、ごみ処理施設として、可燃ごみの処理施設が 4施設、リサイクル施設が3施設の合計7施設、し尿処理施設が4施設、火葬場が3施設の合 計14施設の管理運営を行っております。また、それぞれの施設が共同処理している収集及び利用の区域といたしましては、ごみ処理施設で吉北地区に位置しております飯塚市クリーンセンターと飯塚市リサイクルプラザ、し尿処理施設で、目尾地区に位置する飯塚市環境センターが旧飯塚市の区域を、同様にごみ処理施設で桂川町九郎丸地区に位置し、可燃ごみ処理施設とリサイクル施設を併設しております桂苑と、し尿処理施設で楽市地区に位置する穂波苑は、穂波地区、筑穂地区、桂川町の区域を、同じく、ごみ処理施設として嘉麻市岩崎地区に位置するごみ燃料化センターと、入水地区に位置しておりますリサイクルセンター、し尿処理施設として、嘉麻市山野地区に位置しております汚泥再生処理センターでは、庄内地区、頴田地区、嘉麻市稲築地区のごみし尿の処理と小竹町のし尿処理を行っております。それから、ごみ処理施設で嘉麻市産郷地区に位置するかクリーンセンター、し尿処理施設で嘉麻市西郷地区に位置する嘉麻市浄化センターでは、嘉麻市の稲築地区以外の全域を収集区域として処理が行われております。また火葬場の利用につきましては、大日寺地区に位置する飯塚市斎場と長尾地区に位置する筑穂苑は飯塚市と桂川町の利用に加えて、小竹町が共同利用をされています。また、嘉麻市牛隈に位置する嘉麻斎場は嘉麻市全域からの利用が行われております。

○佐藤委員

わかりました。小竹町は、し尿処理だけの組合加入となっておりますが、どのような経過で加入されることになったのかお尋ねいたします。

○環境対策課長

現在のふくおか県央環境広域施設組合は、本年4月に2つの一部事務組合を統合し設立されていますが、そのうちの一つでありましたふくおか県央環境施設組合の前身団体となる稲築町ほか3カ町衛生施設組合が昭和50年に設立された際、小竹町からし尿処理の共同処理への加入申し入れがなされたものと聞き及んでおります。

○佐藤委員

小竹町に関しては、小竹町さんのほうから処理してくれということで申し入れがあったということですね。一部事務組合の構成団体で、ごみ処理の共同処理を行っている自治体間のごみの料金、ごみ袋の料金はどのように設定されるのかお伺いいたします。

○環境対策課長

一部事務組合の構成団体でごみ処理の共同処理を行っております飯塚市、嘉麻市、桂川町のごみ袋料金は、家庭用の可燃ごみ袋の税抜料金で比較いたしますと、飯塚市は大が45リッターで700円、中が30リッターで400円。小が15リッターで200円。嘉麻市、桂川町は大が50リッターで500円、中が30リッターで300円、極小が15リットルで150円と一致はいたしておりません。また他団体の状況では、分別方法の相違などにより、ごみ袋の種類も一致していない状況がございます。

○佐藤委員

ともに一部事務組合を構成し、共同処理する事務としてごみ処理を行っている自治体間で、 このように、ごみ袋料金が相違していることについて、どのように考えられるのかお伺いいた します。

○環境対策課長

合併を行った平成17年度から20年度までは、本市のごみ袋料金は嘉麻市、桂川町と同じ金額でしたが、行財政改革において20年度をめどに、収集方法を含め料金の見直しを行い、平成21年6月より現在の金額となっています。現行の金額は、合併前の旧飯塚地区の導入経過を参考に算出したところ、平成19年度、市全体のごみ処理全てにかかる経費、収集運搬及び清掃工場運転管理費を、ごみ袋1袋当たりで割った経費のおおむね3分の1となる70円で決定したものです。なお、平成29年度の決算では、ごみ袋1袋当たりの経費は約300円となっております。ごみ袋料金を旧金額に戻した試算をしますと、約1億5千万円の収入減とな

り、その分を一般財源で負担することになりますことから、近隣市町と料金の差が生じておりますが、ご理解いただきたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、本年10月1日から消費税の改定が行われますが、これによって本市のごみ袋料金も変わるのかお伺いいたします。

○環境対策課長

本年10月1日からの消費税率改定に伴いまして、本市のごみ袋購入料金も消費税率が8%から10%に変わります。そのため、家庭用可燃ごみ袋の税込み購入料金は現在の大が756円が770円に、中の432円が440円、小の216円が220円にそれぞれ改定となります。

○佐藤委員

次に、各ごみ処理施設のごみの受け入れ状況について、各市町からどのくらいのごみが受け 入れられ、処理がなされているのかお尋ねいたします。

○環境対策課長

ふくおか県央環境広域施設組合が管理運営する可燃ごみの処理施設4施設の処理量は、平成29年度と30年度の処理実績によりますと、飯塚市クリーンセンターが平成29年度2万5541トン、30年度が2万5166トン。嘉麻クリーンセンターが平成29年度6012トン、30年度5973トン。桂苑が29年度、1万5447トン、うち飯塚市が1万1119トンで約72%、桂川町が4328トンで約28%。平成30年度が1万5444トン、うち飯塚市が1万1100トンで72%、桂川町が4344トンで28%。ごみ燃料化センター、平成29年度が9391トン、うち飯塚市が4318トン、約45%、嘉麻市が5183トン、合計55%。30年度が9274トン、うち飯塚市が4294トン、約46%、嘉麻市が4980トン、約54%となっており、全体のごみ処理量の実績を見ますと、平成29年度が5万6391トン、そのうち市町ごとの処理量は飯塚市が4万868トンで約73%、嘉麻市が1万1195トンで20%、桂川町4328トンで7%、平成30年度合計が5万5857トンで、飯塚市が4万560トン、約73%、嘉麻市1万953トン、20%、桂川町4344トン、7%と、人口規模の違いからも本市のごみ処理量が約7割を占める実績となっております。

○佐藤委員

次に、各構成団体の負担金についてお尋ねいたします。負担割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

○環境対策課長

各構成団体の負担金の割合につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合規約の第15条におきまして、経費区分ごとに対象市町とその負担割合が規定されており、施設ごとに実績割や均等割を設けての人口割等の負担割合を定めております。

○佐藤委員

関係市町の人口規模の比較やごみ処理量の実績からも飯塚市は、この一部事務組合に対し、 今後も相応の負担を行っていくものと思います。飯塚市の今後のかかわり方について、どのよ うに考えられているのかお伺いいたします。

○環境対策課長

本年4月に設立されました、このふくおか県央環境広域施設組合は、今後、スケールメリットを生かした効率的な環境施設等の運営管理を推進していくことを目的としておりますので、本市としましても、その目的の実現に向けて、積極的にかかわってまいりたいと考えております。

○佐藤委員

やはり、この一部事務組合の中心となるのは飯塚市だと思っております。最初に老朽化した施設ということも言われまして、桂苑もその一つに入っているのではないかと思います。桂苑に関しては旧穂波町の町民としまして、やっぱりつらい事件を起こしておりますので、今後しっかりと運営、管理をやっていただきたいことを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とするとすることに、 ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

○川上委員

所管事務調査に関して動議を提出したいと思います。テーマは「株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全」ということです。そこで、委員長、地方自治法第117条第1項による除斥を諮っていただきたいと思います。それに当たっては、除斥を諮る会議は除斥が行われるというのが通例ですので、そのように取り計らいをお願いします。

○委員長

本件に対し、坂平委員が除斥対象となるのではないかとの申し出がありましたが、その根拠は何でしょうか。何か証明できるものはございますか。

○川上委員

私は、今の発言の中で坂平委員とは個別委員の名前を出しておりません。

○委員長

除斥の根拠を。

○川上委員

ですから、個別委員の名前を私は出していないので、除斥の対象になる委員がおられるのであれば、委員長の取り計らいで法にもとることがないようにしてもらいたいという趣旨です。

○江口委員

すみません。除斥を取り計らう、計らないの前に、所管事務調査をやるかやらないかを諮らなくてはならないと思うんです。聞くところによると、川上委員が所管事務調査をしたいものが1件ではないとも、ちらっとお聞きしております。何をされて、それぞれ何をしたくて、どのような目的であって、おおよそ予定時間どのぐらいなのかというのを、まずご案内いただけますか。その上で、ちょっと検討したいと思いますので。

○川上委員

江口委員の質問に重なるとは思うんだけど、地方自治法第117条第1項は、こういうふうになっています。「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない」、議決を含みます。「但し、議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる」となっています。この但し書きにおいても、採決には参加することできないと。そこで今、江口委員から所管事務をするに当たっては採決が必要ですということを言われました。そのとおりです。既に、私が動議を出した段階で、この「株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全」の所管事務調査が議題となっております。したがって、通例によれば、まず関係すると思われる委員は除斥されなければならないということであります。

○江口委員

私がお聞きしたのは、今は1件について申し出があっているんだけれど、複数の所管事務調

査を希望されているとお聞きしております。ですので、ほかに今回、今申し出があった案件以外にどのような案件が予定されており、おおよそどのぐらい、どういった目的かは後でいいでしょう、およそどのぐらいの時間を予定されているのか、参考のためにお聞かせいただきたいというところなんです。

○川上委員

動議は1つずつ処理していくのが通例と思いますけれども、重ねて問いがありましたので、あと動議を予定するというふうに言ったほうがいいでしょうか、2つ目と言っておきましょう、2つ目は、「自然環境保全条例について」ということで動議を出したいと。3つ目は、「市民意識調査について」、4つ目は「国民健康保険税について」、以上の全体としては4件を予定しておりますので、質問を簡潔に行い、答弁が簡潔に行われるならば、休憩時間を別にすれば2時間くらいで終わるのではないかと思いますけど。

○委員長

最初の動議ですけれども、除斥になるのではないかということでよろしいんでしょうかね。 除斥になる方がおられるのではないかということでしょう。その根拠は何でしょうか。

○坂平委員

先ほど、動議を出されて、(株)サカヒラと環境保全についてということで、川上委員のほうから除斥の対象議員がおられるんじゃないかと。今、委員長のほうも除斥の対象というのは、何を根拠に言われていますかと、言われているんですかということでお聞きしますけど、言われた本人が何も回答がないので、私のほうから手を挙げて質問させてもらいますけど、基本的に何を根拠に、あなたは言われているんですか。先ほど言いましたよね。2親等とか除斥の対象になる、基本的なこと。何を調べられて、何を根拠に言われているんですか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。委員長取り計らいをお願いします。

○川上委員

地方自治法は先ほど読み上げたとおりです。仮にこれに反した議決をすれば、議決は無効ということになります。通例を言いましたけど、除斥をするかどうか諮る会議は既にその除斥の対象の方は、議員あるいは議長はおることができないということになっております。それで、ご質問がありましたけど、私は特定の議員が該当するというふうに言ったことがありません。法に基づく行為がきちんとされるように、委員長が取り計らうべきではないかということを言ったわけです。ですから私のほうで、この方がこうだから除斥対象ですよと言っていない以上、それを証明することはできません。委員長において取り計らってもらう、これは委員長の仕事です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:32

再 開 11:46

委員会を再開いたします。本件につきましては、委員長としては除斥の対象となる方はいないと判断いたします。1番目の「株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全について」、川上委員の趣旨説明をお願いいたします。

○川上委員

委員長、ちょっとその前に確認するけど、地方自治法第117条の1項、「自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」については、こういう委員はおらんということを言っているわけですね、何によって確認しましたか。

○委員長

判断したわけです。おりませんので。(発言する者あり)おられません。何でおるという見

解なんでしょうか。

○川上委員

私はいるというふうに言っていない。あなたがいないというから、その根拠を聞いているわけです。あなたがいないという判断をしたやろ。その判断の根拠を聞いているわけ。

○委員長

皆さんに聞きまして判断をしました。

○川上委員

全員に聞いたわけ。

○委員長

わかるじゃないですか。

○川上委員

全員に聞いたんですか。会議録に残そう。全員聞いたと答弁して。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:49

再 開 11:50

委員会を再開いたします。株式会社サカヒラにつきましては、当委員会に関係のある方はお られませんと確認できました。

○川上委員

何によって確認したのかと聞いているわけ。あなたがさっき全員から聞いたと言ったでしょう。だから全員から本当に聞いたかというのを聞いたわけです。

○委員長

いないんです。(発言する者あり)全員からは聞いてないですけど、関係のある方、特にこの株式会社サカヒラに関しては、該当する方はおられませんということです。

○川上委員

そしたら、先ほど全員から聞いたと言ったのを撤回するわけ。

○委員長

撤回します。

○川上委員

そしたら、除斥を諮る会議には、もう当事者はないということですから、これ終わったわけだね。そしたら、今から所管事務調査を議題とするかどうかを諮るわけね。大丈夫ですか、こんな委員会運営で、あなたの責任だからね。議決無効になってもあなたの責任だからね。

調査趣旨を述べたいと思います。本市潤野地区に拠点を置く株式会社サカヒラが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続が必要な破砕施設の増設を予定期日着手2019年8月1日、完了2020年3月31日を求め、福岡県産業廃棄物処理施設の設置にかかわる紛争の予防及び調整に関する条例の手続とともに、4項目、つまり、①事業計画書のとおり適正な事業活動を行うこと。②事業者に変更が生じた場合は変更後の事業者に対し、この誓約内容を承継させること。③条例に基づく市の指導に従うこと。④条例第15号に基づく報告及び立ち入り調査を求められたときは、速やかに応じることとした市長誓約書とともに、事業計画書を既に6月10日提出し、本市自然環境保全条例の手続を開始しています。このところ、市条例が十分に守られない事案が続いている中で、県条例とのかかわりもある事案であり、一般に市の事務事業において正確さが求められるとともに、今回、個別事案について、市条例の目的、つまり市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守るために、市行政の役割を十分に果たすことが求められると考えます。県条例は1990年、平成2年に制定され、株式会社サカヒラは前身の

株式会社坡平産業が、1996年、平成8年に中間処理施設設置に関し環境調査書を提出、 1998年、平成10年に許可となりました。この当時、筑穂町に自然環境保護条例、昭和 63年、筑穂町条例第10号、また、穂波町に自然環境保護条例、昭和63年穂波町条例第 15号はありましたが、飯塚市には関係条例がなく、坡平産業は、自然環境保全条例に基づく 手続をするはずがありません。1998年、平成10年の中間処理業の開始後すぐ、地域住民 に騒音、振動、粉じん、交通問題など、地域の自然と市民生活の多くの文面において、重大な 影響が発生し、紛争が生じました。この紛争には、もともと事業開始にかかわりを持った当時 の飯塚市が介入し、その年12月24日、環境保全協定書が甲を潤野上区町内会長、乙を潤野 下区町内会長、丙を株式会社坂平産業代表取締役が、それぞれ署名押印、立会人として江頭貞 元飯塚市長、当時の名前と公印があり、それぞれ一通を保有することになりました。その後、 丙、株式会社坡平産業による新規破砕施設設置に当たり、2000年、平成12年1月31日、 さきの環境保全協定書の一部を変更締結しております。甲乙丙の署名押印とともに、引き続き 飯塚市は立会人として、江頭貞元市長の名前に公印をついております。飯塚市は2006年、 平成18年の合併後、今日まで、この環境保全協定書を保有しています。その後、甲と乙の町 内会は自治会に、丙の株式会社坡平産業は株式会社サカヒラに、立会人の飯塚市は合併して、 現在の飯塚市になって今日に至っています。

所管事務調査の過程で、さらに明らかにしたいわけですけれども、その後、甲と乙の町内会と丙の事業者の間に、環境保全協定書をめぐり、新たな展開があったかについては不明な面がありますが、飯塚市がかかわった経緯と内容から、その後、今日まで飯塚市が環境保全協定書の遵守はもとより、現在の社会情勢と地元住民が求める環境保全の水準を確保するために、特別の責任を果たすべきことは明らかであります。市街地での事業展開による自然環境、生活環境への影響は続き、株式会社坡平産業は現在の株式会社サカヒラにかわる時期を含めて、業の更新を5年ごと、2003年(平成15年)、2008年(平成20年)、2013年(平成25年)、2018年(平成30年)に行っています。株式会社サカヒラと潤野地区における環境保全についてをテーマに、9月10日に一般質問をしましたが、この中で、飯塚市が合併から13年目を迎えている今日に至るまで、株式会社サカヒラに対しては、市との環境保全協定を申し入れたことがないことが明らかになりました。一般質問では、農業土木課所管という大年田ため池の環境保全とあわせて、環境整備課所管の環境保全協定、がれきの処分、破砕機の増設について質問し、執行部から答弁がありましたけれども、地域の環境の保全に関して不明な部分が多々あり、所管の協働環境委員会で今回、所管事務調査をしたいと考えるものであります。取り計らいを求めるものであります。取り計らいを求めるものであります。

○江口委員

今まで所管事務調査については、事前に申し出があった上で、懇談会、その概要を情報共有した上で、本委員会で賛否をとる形をとってきております。これは、議会での調査の権限を制限するためではなくて、議会運営がスムーズに行われるために、議員間の合意による慣例であり、川上委員におかれましても、前回までは懇談会に出席し説明されてきました。この議会運営がスムーズにいかないと執行部の答弁が、的を得なくなるおそれがあることもありますし、本日においても、所管事務調査の申し入れから今に至るまで約30分の時間を費やしております。このことは、また傍聴に来られた市民にとっても不幸であるかと思っております。ぜひ川上委員におかれましては、そのことを思い起こしていただき、次回よりは、また改めて決をとるための懇談会でありません。情報共有をした上で、スムーズに議会運営を運ぶための懇談会には出席していただきたいと一言申し上げておきたいと思います。

○川上委員

議会のスムーズな運営については、注意をし、努力をしていきたいと、引き続き考えておりますが、非公式の委員懇談会で事前に調整を図ったほうがそれに資する場合と、逆の効果を持

つ場合があります。特に除斥が必要なテーマと思われる場合、除斥対象のものがいないかどうかわからない状態の中で、密室で委員懇談会を行うことが適当かどうかについては、考えるところが今回あったわけです。それで、いつも委員懇談会に出ないと決めているわけでもないし、必ず出るというふうに決めているわけではありません。江口委員と同じように、議会のスムーズな運営、監視機関として仕事がきちんとできるようにするという点では気持ちは一致しておりますので、今後、研さんに励みたいというふうに思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全について」 所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、「株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全について」、所管事務調査を 行うことに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 12:01 再 開 12:59

委員会を再開いたします。「株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

先ほど述べました福岡県条例の手続の経緯について、本会議の一般質問で尋ねた面がありますけれども、わかりにくかったので、改めてお尋ねします。

○環境整備課長

県の条例の手続に関しましては、平成30年8月1日に調査計画書の提出が出されております。次に平成31年2月21日に、環境調査の届け出が出ております。令和元年6月7日に県より市に対しまして、指定地域の設定について照会が、令和元年6月5日付の文書で行われております。また、令和元年7月10日に市が指定地域の設定についての県に回答を行っております。令和元年9月10日に知事による地域指定の設定について、市のほうに通知があっております。これは、令和元年9月6日付の文書で通知があっております。

○川上委員

県条例の目的、制定年月日、お尋ねしてもいいですか。

○環境整備課長

県条例は平成2年7月13日に制定されておりまして、目的としましては第1条に書いておられますけど、この条例は産業廃棄物処理施設の設置に際し、設置者と周辺住民との間に紛争が生じている現状を鑑み、産業廃棄物処理施設の設置が周辺の環境に及ぼす影響の調査及びこれに対する周辺住民の環境保全上の意見を求めるための手続、その他意見の調整及びあっせんに関し、必要な事項を定めることにより、設置者の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、紛争の予防及び公正な処理を図ることを目的とされております。

○川上委員

事業者の代表者、役員、資本金をお尋ねします。

○環境整備課長

所在地は飯塚市潤野1133番地6、代表取締役、坂平隆司、資本金9260万円となって おります。

○川上委員

その条例上の事業者は、条例上ではどういう位置づけになっていますか。どういうふうに定 義されていますか。

○環境整備課長

県の条例上では、設置者ということで位置付けられていると思います。

○川上委員

次に、この条例の中で市の責務はどのようになっていますか。

○環境整備課長

市町村の責務としましては、市町村は紛争の予防及び調整に関して、県が行う施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、みずからの紛争の予防及び調整に努めるものとするとなっております。

○川上委員

そうすると、市自身も紛争の予防と調整にかかわっていく、入るということになるので、県 条例の目的を共有するということになろうと思います。事業者の責務はどうなっていますか。

○環境整備課長

設置者の責務としましては、設置者は産業廃棄物処理施設の設置計画の策定に当たっては、この条例に定める手続を遵守するよう努めるとともに、周辺の環境が適正に保全されるよう必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。設置者及び周辺住民は相互の立場を尊重し、紛争を自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して、県及び市町村が行う施策に協力するよう努めなければならないとされております。

○川上委員

それでは、周辺住民については、どういうふうに定義していますか。

○環境整備課長

周辺住民の定義といたしましては、指定地域内に住所を有する者、地域指定内で農業、林業、漁業等に従事する者、その他規則で定める者を言うとなっております。

○川上委員

そうしますと、先ほど指定地域の指定に関して、知事から片峯市長に対して照会があっているということなんだけど、そして7月10日にその回答を県知事に送っていますね。その内容をお尋ねします。

○環境整備課長

内容の主な点を申しますと、機械的に半径300メートルの円を描いた場合、一部区域が範囲内、一部区域が範囲外という自治会が生じるため、このような自治会については、範囲外も含めて全てが指定地域に含まれるよう配慮してくださいという意見を述べております。

○川上委員

具体的に自治会名を言っていただけますか。

○環境整備課長

周辺自治会としましては、潤野上区、潤野下区、潤野牟田、東潤野、大日寺ということで意見としてあげております。

○川上委員

それ以外に意見書で要望していることがあると思うんだけど、どういう要望したか紹介、教 えてください。

○環境整備課長

次の内容について、設置者に対し調査の追加及び必要な措置を行っていただくよう指導等をお願いしますということで、6点あげております。1つ目としましては、破砕施設から発生する粉じん、騒音、振動等が指定区域内の生活環境に影響を与えないように配慮してください。2つ目としまして、森林法第5条に該当する土地において、開発等行う場合は事前に県、市と協議するようお願いします。3つ目に工事及び運搬の車両により、道路を破損、損傷させないよう配慮してください。4つ目としまして、開発許可が必要となる場合は、開発許可申請をお願いします。5つ目としまして、施工時及び完成後においても、周辺農業用施設を破損させたり、土砂を流入させたりしないようにしてください。また、施設下流にため池が位置していま

すので、排水の水質等は配慮をお願いします。6つ目に施工時及び完成後においても、周辺農地や農業施設、農道や水路等における営農上の支障が生じないよう配慮をお願いします。という6点をお願いしたものです。

○川上委員

知事からは、指定地域の設定について、意見を聞かれているわけですね。それで1番で最初に言われた機械的に半径300メートルの円を描いた場合、自治会で含まれるところと含まれないところがあるとよくないので、指定地域は自治会エリア全部にしてくださいということですよね。5つの自治会の名前があがっています。それで、この中で、県の施行規則で書いている農業、その他の生産活動にかかわる視点が欠落していると思うんだけど、それは意図的に外したわけですか。

○環境整備課長

先ほどの周辺住民の定義での指定地域内での農業、林業、漁業、うちの場合は、農業が該当するのかなと思いますけども、その方たちのことをあえて外したかという質問ですけれども、当然これは県の条例で指定されている方たちを含むということになっておりますので、当然それは、その周辺住民には含まれるという認識のもと、市としましては、その対象区域300メートルという円を描く中での住民だけではなく、自治会単位で考えてくださいという意見を述べているということで、そのところをあえて外したということではありません。

○川上委員

地域の重要産業としては、さまざまにもちろんありますけれども、県の施行規則との関係では、農業ということが主に入ると思うんですよね。それは、5つの自治会の中に入っていますよという答弁と思います。それでもう一つ聞きたいのは、指定地域はどのくらいにしましょうかというふうに県が聞いてきているのに、2番目に言われた要望も6項目出しているということなんですね。私はこれ大事なことと思います。思うけど、それをなぜ出したのかなと。エリアを聞いているのに、事業活動について、こういうことがないように、ああいうことがないようにということを要望されているわけですよ。しっかり指導してくださいと。これは、なぜこういう要望をあえて6項目述べたのか、答弁できますか。

○環境整備課長

指定地域を設定する際の照会ですけれども、今回のものに限ってだけではなく、産業廃棄物 処理施設の設置に係る指定地域を設定する場合に、いろんなことが考えられることも各所管課、 いろんな関係各課に協議をして、この地域指定の設定を回答している経緯がありますので、今 回もそれに準じて、各課の意見を聞き、そういう要望を出しております。

○川上委員

県の照会の仕方としては、もうぎっちり半径300メートルで予定していますと。どうですかという問いだから、先ほど言ったような回答というのは、県が納得するかどうかは別だけど、質問と回答という点ではストレートなんです。そのほかに、やっぱり意見を述べておるというのは内容は非常に重要です。これは現実が、こういう生活環境、生産活動に影響が現実に発生しているので要望をしたのか。発生していないけど、今後起こると困るからということで要望したのか、どちらでもないのか、お尋ねします。

○環境整備課長

各所管課に及びますので、全てを把握してるわけではありませんけども、環境整備課の考えとしましては、今後起こることが予定されるものも含めまして、こういったものに気をつけてくださいというような考えで意見を出しているところです。

○川上委員

今の答弁を注意深く聞けば、現実にも起こっていますよと。これからも起こらないようにしてくださいという、両方だということですね。それで、そういう回答を飯塚市長としてはした

んだけど、県知事の実際の指定地域の決定はどうなっていますか。

○環境整備課長

指定地域の県の決定ですけれども、内容としましては指定地域を福岡県飯塚市潤野の一部 (各項別添地図に示すとおり)とされ、別添地図には半径300メートルの円が描かれ、半径300メートルの範囲と記されていました。

○川上委員

これは周辺見取り図と書いているわけで、例えば住民説明会がこれから予定されていると思うけど、これに半径300メートル以内の人しか参加できませんよとかいうこととは全く違う、法律上そういう解釈と思います。施行規則のとおり。だから、周辺住民はそういうふうに指定するけど、住民説明会の参加条件ということとは全く違うというふうに過去、県の課長補佐から説明を聞いたことがあります。そのような理解でいいですか。

○環境整備課長

県のほうの理解までは私認識していませんけども、この説明会を開催する上で、自治会を中心にお知らせをするというところで聞いておりますので、その自治会内の住民に周知がされるものと認識をしております。

○川上委員

それで、県条例の中に市の責務がうたわれているという側面とともに市の条例もあります。 市の条例の中で周辺住民という規定がありますよね。市の条例というのは、自然環境保全条例。 周辺住民という規定があります。これは、どういう定義になっていますか。

○環境整備課長

市の自然環境保全条例の周辺住民の定義としましては、「事業計画地が所在する自治会、 (事業計画地に隣接する自治会を含む)の区域に住居する者をいう」ということになっており ます。

○川上委員

いや、条例の中で何と書いているかということを聞いているんですよ。

○環境整備課長

今、申し上げましたのは条例の中の周辺住民の定義を申し上げました。

○川上委員

だから自治会ということになるんですか。

○環境整備課長

「周辺住民は、事業計画地が所在する自治会に居住する者をいう」と、居住する住民ということになります。

○川上委員

隣接するというのは、どういう意味合いですか。

○環境整備課長

事業地に接地すると言いますか、事業地とその自治会が、隣り合わせ、隣接しているところの自治会を指します。

○川上委員

それは、所在地の自治会のことだけを言うものですか。

○環境整備課長

そのとおりと認識しております。

○川上委員

そうすると、今の答弁だと、今回の市の自然環境保全条例の手続の中で行われる住民説明会 はどういうことになりますかね。今回、自治会としては所在は潤野下区でしょう。そこだけが 市の条例の対象ということになりますか。

○環境整備課長

今回県のほうの300メートルという視点は、破砕機を置く場所からになるので、どこを事業地と見るかというのは今回の事業地の設定がされていませんので、難しいところなんですけれども、その設置されてあるところの周辺と言いますと、ここでは潤野上区と潤野下区が該当するのではないかと思います。

○川上委員

今議論していることは、県が周辺住民というエリアと、市条例でいう周辺住民のエリアがど ういう関係になっていくのかなということを調査しているわけですけど、そのことと住民説明 会への参加要件は別の次元というふうに考えるんですね。

それで、事業者は、今、住民説明会については、公告、縦覧というのが先に来ないといけませんけれど、公告、縦覧の前にもう地域回って、住民の声を聞き始めているんですよね。住民説明会の日程調整ももう終わったところもあるわけです。それで、事業者はどういうふうに公告、縦覧、住民説明会までの流れをしようと考えておるんでしょうか。把握していますか。

○環境整備課長

公告、縦覧に関しましては、これは県が行うものになりますので、県のほうから、先日、地域指定の決定があった際に、公示の内容が申し添えられております。それによりますと、9月20日公示、9月20日から30日までが縦覧期間ということで、うちのほうに内容が申し添えられております。説明会に関しましては、正式には県のほう、うちのほうにも、設置者からはまだ連絡は来ていませんけども、県のほうに相談されてあるのか、10月の初旬ごろには説明会を開催されるというようなことで話を聞いております。

○川上委員

あなた方は、その説明を誰から聞いていますか。

○環境整備課長

今の説明会の日程の説明は、県のほうから、県にも正式にはまだ出ていないということですけども、これは県の条例によりますと説明会開催の10日前までにはお知らせするということになっているということで、まだそれの期間前ですけれども、こういうことで調整しているというような話があっているということを、県のほうから情報を得ております。

○川上委員

そこなんですよね。県条例の流れと市の条例の流れ、業者は県とやりとりするでしょう。市とのやりとりというのがどうなるんですかね、市の条例手続はしないといけない、県条例の手続もしないといけない、それぞれに住民説明会も求められる。それから住民は意見書を書く。それぞれあるんですよ。それに対して、見解書も事業者は求められる。その見解書は県条例の場合は、県知事に行き、そして市条例の場合は、市長に行き、そして後の流れがまたそれぞれあるということがありますね。ここのところをどういうふうに連絡、調整するようになっておるのか、お尋ねします。

○環境整備課長

まず県条例と市の条例のところから説明させていただきますけれども、市の自然環境保全条例の施行規則に県の紛争条例の届け出があった場合、市の条例の第10条の公告及び閲覧、第11条の説明会、第12条の意見書及び見解書は、県の紛争予防条例の規定により実施されたものとみなすということになっておりますので、県のほうの条例の手続をされたことで、市の条例の手続はされたものというふうなことになります。

それから、県との連絡及び協議ですけれども、知事は何点か市のほうに送付なり、通知をすることになっております。まず、環境調査書の提出があった際は、その写しを市長に送付する。また、市長の意見を聞いた上で地域指定を定める。知事は指定地域を定めたときは市長に通知する。知事は意見書の提出があったときはその写しまたは要旨の記載した書面を設置者及び市

長に送付するということで意見書の提出があった場合は、知事から市長のほうに送られてきます。知事は見解書の提出があったときは、その写しを市長に送付し、60日を超えない期間を定めて、環境の保全上の意見を聞かなければならないということで、見解書の提出があった際は、知事のほうから市長のほうに期日を定めて写しが送付されますので、その環境の保全上の意見は、知事のほうに言うことになります。

○川上委員

本市条例の場合は、県条例の手続によって、市長がその段階で意見を述べることができるということだと思うんだけど、市条例の流れからいえば、見解書の提出がある。これは知事から来るということになりますけど、それを見た場合は、必要に応じて市長は関係機関の意見を聞くことができるということになりますね。12条か。この間白旗山だとか、金比羅山、日鉄のぼた山、山ばっかりですね、については、条例手続如何にかかわらず、市の自然環境保全対策審議会に諮問して審議してもらっています。今回の場合も、そういうどの段階かということはあると思うけども、この対策審議会に諮問することが考えられますか。

○環境整備課長

市の自然環境保全条例に基づく手続の届け出があった際には、いろいろな意見書が出ないような事業もありますけれども、こういうことが届け出があっている事業はこういうものだという報告は随時いたしております。その中で、審議をしたほうがいいというものであれば、当然審議をしていくことなると思います。

○川上委員

それで、市の条例手続について、事業者と県、県と市という流れは見えてきましたけど、事業者と飯塚市という関係が見えてこないんですね。最初に、事業計画書の提出があったのが6月12日ですかね。そのとき既に1週間前に、飯塚市は県知事から指定地域についての意見照会をもらっているわけですね。遅れて、事業計画書がきたんだけど、誰が持ってきましたか。

○環境整備課長

私が受け付けしていないもので、どなたが持って来られたかというのは存じ上げておりません。

○川上委員

調べてください。答弁を求めます。

○環境整備課長

受け付けた職員がいると思いますので、後ほど答弁させていただきます。

○川上委員

さっき、住民の意見書が県知事宛てに出されて、それを飯塚市長に写しが来ると言われたけ ど、それは要旨と言われましたかね。

○環境整備課長

その写しまたは要旨の記載した書面をということで、どちらかということになります。

○川上委員

要旨でもいいし、そのものでもいいというわけですか。両方ということもできるんですかね。

○環境整備課長

それは知事の判断になると思われますが、要旨またはとなっていますので、どちらかではないかと思います。

○川上委員

私は、要旨ではなく、そのものを市長としては要求したほうがいいと思います。こう言う理由は、別途のことになりますけど、林地開発についての意見照会があり、飯塚市長が、これが意見書ですと出したものが、本物とは別のものが県知事に届けられて、県知事に届けられるというか、県知事の諮問機関の森林審議会には別のものが出されたという事実がありますね。そ

れを傍聴に行っていた住民が指摘して、相当抵抗しましたけど、本物が出てくるということがありました。重大なことは、5年たつと福岡県はそういう事実は知りませんというふうに言ってくるんですよ。それで、情報開示請求かけて、その事実があったことを会議録要旨で確認することができる姿にはしましたけど。だから、福岡県は都合の悪いところは削除して回してくる可能性が高いです。はっきり言いますけど。うそでも言うくらいですからね。だから、きちんと本物の写しをもらうということで要求してもらいたいと思います。わかりましたか。

○環境整備課長

株式会社サカヒラの課長がお見えになっております。

○川上委員

何課長ですか。肩書。

○環境整備課長

肩書きは課長としかお聞きしていないんですけれども、総務課長ではなかったかなというふ うに思います。

○川上委員

誰かわからない方からもらったということ。要するに。その名刺を持ってくるとか、相手を 確認していないんだね。

次に、瓦れきの処分について、お尋ねをしたいと思うんですね。リサイクルのために、必要があって瓦れきを保管しているんだけど、瓦れきがボタ山みたいに住民が心配するほどに積み上げられる、風が吹けば粉じんが飛ぶと、そういう被害もあります。崩れるのではないかという心配もあるんだけど、一般質問でそのこと述べて、県が認めた底地の面積、高さ、勾配の基準というのがわかりますかと聞いたんだけど、まだ調べてませんということでした。その後、わかったことがありますか。

○環境整備課長

県に確認しましたところ、処理後に有価物になるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法 律の保管基準の適用は受けないとの回答をいただいています。

○川上委員

有価物の場合は、もうどこにどれだけ積み上げてもいいということになっているわけですね。これが有価物資材ですよということなれば。それは日鉄のぼた山で土砂処分が完了すれば、その上にどれだけでも土砂を置いていいというのが福岡県の見解だということがわかりました。福岡県というのは、そういうようになっているわけですね。だから、市あるいは住民が株式会社サカヒラ自身に、何かこういう計画にしていますという事業計画を確認しなければ、何というか、無制限ということなるわけです。縦も横も斜めも。それで、事業計画の中に、この保存の場所、今言った面積だとか高さとか勾配とか考えているはずなんですよ。それは確認できないですか。

○環境整備課長

うちのほうの届け出されている書類では、そこは確認できません。

○川上委員

後で聞きますけど、市が必要に応じて立入調査をしてもいいということになったんですよ。 (株) サカヒラは、平成10年から1998年から今の業をやっているんだけど、その間にそのことについて着目して、場内に入ったことはないですか。

○環境整備課長

そのことで場内に入ったことは、私はございませんし、以前はちょっと存じかねます。

○川上委員

やっぱり、よく事前に言っておけばよかったね。課長が、その職についてからでもいいけど、 調べようと思ったことはないですか。

○環境整備課長

そういうことはありません。

○川上委員

次に、環境保全協定について、お尋ねします。 6月5日の所管事務で環境保全協定がないということがわかりました。そういう答弁でしたね。それで、一般質問でも重ねて言ったんだけど、そもそも、市が事業者と結ぶ環境保全協定の目的は何ですか。

○環境整備課長

目的としましては、飯塚市環境基本条例の第14条が根拠になりますけれども、現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境に優しいまちの実現を図ることであり、その実現のために、事業者の操業に伴う公害の発生の防止、事業活動に伴う環境への負担の低減を図るため、環境保全協定を締結しているものです。

○川上委員

そこで言う公害とは何のことを指していますか。

○環境整備課長

ここでの公害とは、事業活動、その他人の活動に伴って生ずる相当な範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌汚染、騒音振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることを指していると思います。

○川上委員

市民生活のほぼ全ての文面にかかわることですね。今なかったのは、交通問題がなかった。 交通問題はどういう位置づけになりますか、公害という点で言うと。この環境保全協定との関係で。

○環境整備課長

直接の交通問題ということになるかあれですけれども、騒音、振動、そういったものでの対策というのは、この協定の中でも想定しているところです。

○川上委員

今の答弁は、こういう理解でいいですかね。場内で発生する生産活動にかかわって、今言われた騒音、振動というのが起こりますよね。それと同時に、ダンプが動くときに狭い道を通るわけですから、家屋には振動、居住者には騒音ということになりますよと。場内外のことを含んでいるという答弁ですかね。

○環境整備課長

すみません、申しわけありません。うちのほうで想定しております騒音、振動というのは、 事業所から発生するというものを想定していますので、先ほどの答弁は訂正させていただきま す。

○川上委員

そうすると、今、具体的に市の環境保全協定のこと聞いていますから、これには交通問題が 入っていないということになるんですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○川上委員

これをそのままにしておいてよいかどうかというのはあるんですね。なぜかというと、騒音防止法、大気汚染防止、悪臭防止法とか、法令を遵守してくださいよということをうたった様式に名前と判子をくださいというだけなんでしょう、この協定書は。別に市がつくっている様式以外のことで、お宅の場合はこういう特別なことがありますから、これ書いてくださいとか、そういう例はあるんですか。

○環境整備課長

この協定書を作成してからは、例外というのはありません。

○川上委員

全てあなた方が、既に用意している様式に、基本的には法令を守ってくださいよということを書いてるわけでしょうから、読んで、そうだそうだと。法律を守るよなということだったら、名前を書いて判子を押せばいいんですかね。これで協定成立するわけですか。

○環境整備課長

この公害に対する法律を守るというのは当然のことで、これにも書いているんですけれども。この協定書の趣旨としましては、公害以外にも環境に配慮した内容としまして、緑化の推進、省エネ対策、グリーン購入の促進、環境に配慮した施設整備の項目を設けて、より環境に配慮する企業になっていただきたいと言いますか、そういう企業と協定を結んでいるということになります。

○川上委員

だから、常識の範囲と言ったら悪いですかね、常識、良識。それで難しいことではない。しかも書式は市が用意して、これどうですかと言うだけですから。この環境保全協定の締結状況はどうなっているかお尋ねします。

○環境整備課長

現在、79者と結んでおります。それから、すみません、先ほどの受け付けのことでのご質問ですけれども、名刺もいただいておりまして、総務部の課長さんから受け付けをしております。

○川上委員

79者で、飯塚市の事業所の数、対象事業所の数、答弁は難しいでしょうかね。一般質問で、 永岡部長は本来は全ての事業所と協定を結びたいんだけれども、平成18年の合併以前に、そ ういう制度がある自治体において協定を結んだところとだけ新市発足後、この環境保全協定を 結んでいないということだったんだけど、合併後は、環境保全協定を、そういう条件を超えて、 新たに結んだところが何件ぐらいありますか。

○環境整備課長

合併後に結んでいった対象事業者としましては、合併前の協定書を締結していた事業所、それから市内の工業団地に立地する事業所、市内の施設の指定管理者になっている事業所、エコアクション21を取得している事業所を対象に締結を進めてきた経緯があります。現在は、そこの範囲を超えてないというところが現状です。

○川上委員

そうすると、合併前に自治体ごとに名称は違うかもしれません、公害防止協定とか。結んでいなかった事業所に対しては、どういう働きかけをしていますかね、13年の間。

○環境整備課長

先ほど申し上げました締結を進めてきた事業所以外には結んでいくような手だてを行っていないのが現状です。

○川上委員

それはなぜかという質問をしたいわけですよ。合併のときに結んでいる公害防止協定とかは、 これにかわるけど、それ以外はもう求めませんとかいう合併時の協定か何かあるんですか。

○環境整備課長

そういう求めないというのはございません。

○川上委員

13年間、1個も求めていないということについては、理由がいりますよね。どういう理由で1個も締結、働きかけなきや締結までいかないんだから、求めもしていないというのはどういう理由ですか。

○環境整備課長

先ほどの対象事業者の中に、協定書を締結した事業所というのはもう固定しているところですけれども、その後に、工業団地に位置した事業所、指定管理の事業所、エコアクション21を取得した事業者、そういうところには接触をとっているところです。しかし、それ以外の数は、申しわけありません、把握ができていないんですけれども、市内の全ての業者と協定を結ぶのが望ましいという認識はございますけれども、全てのところに行くという労力もできていないのが現状です。

○川上委員

理由がわからないでしょう。理由がわからないんですよ。私もわからない。あなた方もわからない。すぐ怠慢ですか言いたくなるんだけど、そうでもなさそう。だって皆さん、担当課は見てると思うけど、ほかの人は見てないと思う、議員もあまり見てないと思う、見てるかな、もう簡単なんですよ。中身がよしということになれば、名前と判子を押すだけなんです。これ13年間に1個もできてないというのは、そんなに怠慢というわけではないと思うんですよ。そこで、もうメインテーマは株式会社サカヒラですから、サカヒラの平成10年以降の破砕業、中間処理業については述べましたけど、相当の量の事業をしているんですよね。こうした中で、このサカヒラは合併前は、前と後と分けたほうがいいと思うけど、合併前は何か飯塚市との間では、協定を結んだことがあるんですか。

○環境整備課長

私の知り得るところでは、結んではおられないと思います。

○川上委員

もしかしたら結んでいるかもしれないですか。

○環境整備課長

それはちょっとわかりません。結んではいないと思います。

○川上委員

この中間処理業、産廃処理なんですよね。平成10年から合併は18年ですから、8年間やってきているわけですね。旧飯塚市で、ほかの事業者で公害防止協定を結んだところはないんですか。

○環境整備課長

公害防止協定を結んでいるところは、新たに現在の協定書を結んでいるところとなってきま すので、それはあっていると思います。

○川上委員

ちょっと申しわけない。質問が悪かった。幾つぐらいありますか。旧飯塚市時代に協定を結んでいて、新市で今の環境保全協定に移行するのかな、結んだところ。代表的なところを名前挙げてもらっていいですか。表があるので締結年月日も書いているでしょう。だから、旧飯塚市のいつ締結したか、それはわかるようになっていると思うので。代表的なところだけでもいいですよ。

○環境整備課長

株式会社九州総合センターが平成20年12月28日、株式会社トキワビル商会が平成25年1月23日、西田工業株式会社が平成25年2月1日、そういうところは結んでおります。

○川上委員

申しわけない。わかりにくかったかな。それは、合併後でしょう。だから、合併前の旧飯塚時代に環境保全協定を結んでいて、結んでいたものとの関係で環境保全協定を結んだところ。 だから、旧飯塚時代に結んだ日付と会社名がわかるでしょうかということを聞いたんです。

○環境整備課長

そこの把握はできておりません。

○川上委員

今、名前が出たところ、それ以外もあるんでしょうけど、そこと比較して株式会社サカヒラは、この環境に対してどういう影響の与え方をしてきたかというのを考える必要があるので、 今協定結んでいるところの79者でもいいんだけど、地域住民と紛争の経験がありますか。

○環境整備課長

ないと思われます。

○川上委員

これは、思われるでいいかどうかという問題はあるんですよ。わかりました。株式会社サカヒラの場合は、前の名前は坡平産業だけど、通して、住民との紛争の経験は把握していますか。

○環境整備課長

把握しておりません。

○川上委員

紛争の予防条例とか、紛争の予防と調整に関する条例が、平成2年に県条例ができているんですよ。株式会社サカヒラは、業を始めるに当たり、平成8年に許可申請を出して、10年に許可を受けて業をやり始めたというのが福岡県の説明なんです。先ほど私が、所管事務提案の理由の説明の中で、少し長くなりましたけど、地域との地元自治会との協定のことを話しましたでしょう。これは、何か大騒ぎになったということだけを、紛争と呼ばないよね。紛争の規定というのは県条例に書いてあるから。地域で、先ほど言ったとおりですよ、平成10年に業が始まり、そして、その年、平成10年12月24日に先ほど言った自治会との協定を結ぶに至っているわけですよ。これに至る過程というのは紛争というふうに呼ぶわけですよ。当時の新聞を見られたら、こんなにひどい被害があったのかと。これに地元の住民たちが賠償要求して、立ち上がったんだなということがわかります。そのときの環境協定書、そのときに結ばれた環境協定書、12月24日に先ほど言ったように、立会人、飯塚市長ということで、名前を書いて公印をついているんです。ほかの人は全部手書きでサインしているけど、飯塚市長だけは活字なんですよ。判子を押したのかどうかよくわかりません。公印はついている。何で江頭さんがさっとサインしなかったのか、よくわかりませんけど。それで、市がここで立会人を務めたわけだけど、その理由はわかりますか。

○環境整備課長

その理由はわかりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

○川上委員

立会人を務めた理由がわかるかという問いに対して、わかりませんということでした。それでは、ほかに飯塚市長が、こういう自治会と事業者の協定に立ち会って公印をつくという行為がありますか。

○環境整備課長

所管、他の課であっているかどうかというのを含めて、そこは把握できておりません。

○川上委員

甲、乙、丙、立会人になっていて、そして先ほどは言わなかったけど、こうなっているじゃないですか、この協定を証するためと書いて、本書4通を作成し、甲、乙及び丙並びに飯塚市長は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとするということになっているわけで

す。この協定を証するためとなっています。あなた方が現にこれを20年に渡り、保存してるというのは、この協定が遵守履行されるように一定の公的責任を自覚しておるということではないのかと思うけれども、そう思いませんか。

○環境整備課長

平成10年に、この協定書が結ばれたときに、立会人というふうに飯塚市長がなっておりますので、ここに書かれてあることを遵守してもらうという意味合いで、立ち合いされておると思います。

○川上委員

重要な認識だと思います。実はほぼ1年後、先ほど提案理由説明のときに言いましたけど、 平成12年1月31日に破砕に関する施設を増設するというときがあったんですけれども、それに伴って変更締結をしているんですよ。そのときにも、くどいけど立会人、飯塚市長江頭貞元ということで、引き続き、立会人になっておるんですよ。これは、かなり重大な決意なんですね。この背景は思うところがありますけれども、それは別の機会に譲るとして、こういう状況の中で、私は実質的に形を変えた環境協定を市が介入してつくっているわけですから、つくったと言っても過言ではないと思うんですね。ほかに飯塚市内で、旧飯塚市で紛争が生じたところはないのではないかという状況なんですよ。新聞にも載って、紛争状態が発生し、そして市が介入して協定を結んで変更までしたものについても、介入しているわけですね。こうした流れを考えれば、協定書の内容について責任を負うというか、重大な介入を続けなければならないということだと思うんだけど。そこで、協定書の中身に全部を聞くわけにはいきませんけど、項目だけ、どういったことが(株)サカヒラと地元自治会、町内会との間で話し合われたのかを、明らかにしたいので紹介してください。

○環境整備課長

締結されました協定書ですけれども、まず対象施設、事業者の責務、自治会の責務、騒音対策、騒音測定、粉じん対策、排水対策、交通対策、事故時の処理、操業時間、立ち入り、計画の変更、その他環境保全対策、違反に対する措置、疑義の解決法、効力発生時期等が書かれております。また、平成12年1月31日に追加されております協定書では、対象施設に廃アスファルト隗が追加となっております。

○川上委員

気がつかれたと思いますけど、飯塚市が介入していない状態の協定書がほかにあるかどうか、 確認していないでしょう。

○環境整備課長

その後に結ばれているようなことをお聞きしますけれども、詳細はわかりません。

○川上委員

飯塚市の立ち会いのもとでの、この協定そのものは終期がないんですよ。協定は、いつまでで、どうのこうのと。一般にないでしょうけど。事業活動をしている間ということになるかもしれないし、事業後、こうやってきちんと片づけていきますというものも中にはあるかもしれませんけど。だから、こういう状態が、経過がある中で、先ほどあなた方が紹介したように、県知事に今後こういうことを気をつけてもらいたいということもありますけど、現実にこういうことがあるということを基本認識においての意見書への書き込み6項目と思うんですよ。だから、この環境への影響の現実の問題が生じているという状況があるので、最後にしますけど、今回の破砕施設の増設に関する各条例手続については、そこを念頭に置いて、正確であることとともに、市が市民と連携して、環境への悪い影響を未然に防止するという市条例の目的を達成できるようにしてもらいたいし、同時並行ということになるとは思うけど、今言った理由から、経過から、旧自治体のときに防止協定を結んでいないところは、新市発足後、ゼロでしたね。協定を結びましょうという働きかけをしていない現実を考えて、やっぱり最大大手ですよ、

コンクリート業界の中でも。それから、市の指名業者の中ではSI等級になっているわけでしょう。そして地域でもこういう紛争があったし、協定もあり、そして今も被害が続いているというところに対して、法律を守りましょうよという内容の協定書を結んでくださいというのを、要求して締結をする仕事がいるんじゃないかと思うけど。この2点を要求して、「株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全について」の所管事務調査、私のほうは終わりたいと思います。

○環境整備課長

すみません。先ほどお答えしました中で、ちょっとわかりにくい点がありましたので、もう 一度だけ説明させていただきます。うちのほうの県から来た意見書の中で、半径300メート ル以内の自治会が一部組み入れられているところには、全ての自治会、そこの自治会全部をお 願いしますというようなそういう意見を出したというとこで、5自治会を言いましたけれども、その前段で、ここの隣接する市道が小中一貫校鎮西小の通学路の指定されておるというところの考えも踏まえまして、5自治会、うちのほうが意見を出させてもらっております。ですので、これが全て300メートルの範囲の一部に含まれているというところではなく、それ以外のところでも周辺自治会としての要望を市として行っているところです。

○川上委員

じゃあ、今の観点、非常に重要と思うんだけど、それは読んでおります。それで、県知事は これを受け入れたわけですかね、この意見を。

○環境整備課長

県のほうの指定としましては、300メートルというところで指定されて、この意見は事業者には伝えているということでうかがっております。

○川上委員

最後にしますけど、私の見解は法律上の周辺住民の地域の指定に関してはそういうことで、 仮にあっても、住民説明会への案内、参加どうぞというものは、自治会単位で案内をしておる ということですね、事業者が。了解しました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることに、ご異議 ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

○川上委員

長時間にわたり恐縮ですけど、あと3点、所管事務を申し出たいと思います。その趣旨を述べてよろしいでしょうか。先ほど江口委員の問いに答えたテーマですけど、「自然環境保全条例について」です。これについての趣旨は、市の自然環境保全条例が、開発業者によってないがしろにされる傾向があります。市と市民の連携によって支えるとともに、国の動向の積極面、環境アセスメント法の取り扱いとか、FIT法の扱いとか、そうした積極面を踏まえながら、現実に生じる事案を通じて、条例目的に沿った市条例の強化、充実が必要だと考えております。そこで、環境整備課に関する4事案、アサヒ飯塚メガソーラー、ノーバル・ソーラー、日本エネルギー、野見山産業についてが1つです。

それからもう一つは、「市民意識調査について」ということなんですけれども、これは、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例が、昨年、私は反対しましたけど、制定されています。その中で、この意識調査というのが項目の中で義務づけられているんですね。これについて、何点かお聞きしたい。

それから、3つ目は「国民健康保険税」の税率改定の流れについて、お尋ねしたいと。市民

の生活の負担感の大きいもののほぼ第1位がアンケートを取ると国民健康保険税なんですね。 それで今まで、この間2万円の引き下げというのが平均でありましたけど、これ重要なことな んですね。そうなんだけど、それでもまだ高くて大変ということなんですね。それで税率改定 は、どういうふうに今、考えておるのかを明らかにして、市民の意見も聞けるようにしてはど うかというふうに思いますので、この3点、取り計らいをお願いします。

○委員長

3件の動議につきまして、順にお諮りいたします。本委員会として、「自然環境保全条例について」所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、「自然環境保全条例について」所管事務調査を行うことに決定いたしま した。

次に、本委員会として、「市民意識調査について」所管事務調査を行うことに賛成の委員は 挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、「市民意識調査について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。 次に、本委員会として、「国民健康保険税について」、所管事務調査を行うことに賛成の委 員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、国民健康保険税について、所管事務調査を行うことに決定いたしました。 最初に、「自然環境保全条例について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

アサヒ飯塚メガソーラー、白旗山の中央部を開発する計画を持っているところです。一条工務店からの承継者になっていますけど、住民説明会は最終的にいつ行われて、条例手続上、あとどういうことになっておるのかお尋ねします。

○環境整備課長

住民説明会につきましては、アサヒ飯塚メガソーラーとして、平成30年9月15日に幸袋地区を対象に開催されておりますけれども、十分な説明がなされないまま時間切れとなっております。また、平成30年10月13日に、幸袋地区を対象に住民説明会が開催されておりますけども、これも十分な説明がされないまま散会となっております。次に、30年12月15日に二瀬地区を対象に住民説明会が行われております。この場でも再度の説明会の開催の要請があっております。条例上の手続としましては、アサヒ飯塚メガソーラーの前任の一条工務店のほうが条例上の説明会を終了し、承継をしているという立場ではございますけれども、アサヒ飯塚メガソーラーとして住民に十分な説明を行っていただきたいというところで開催をしていただき、また今現在も開催の要請をしているところです。

○川上委員

最後は12月15日と言われましたか。その後はどうですか。

○環境整備課長

申しわけありません。 30年12月15日の次に、令和元年7月27日に二瀬地区と幸袋地区で、それぞれ2回行っております。

○川上委員

このくだりについては、私としては一般質問で聞いて、認識をかなり深めましたけど、業者の8月21日に市に来て面会したというふうには聞いていますが、業者の今の条例手続上の認識はどういう段階でしょうか。

○環境整備課長

条例上で言いますと、前任の一条工務店が終わっているという認識は持たれております。し

かし、アサヒ飯塚メガソーラーとして、しっかり住民に事業の説明を行ってくれというのは、 再三伝えておりますし、その分は理解されて、今まで説明会を開催されていたと認識しており ますので、全く前任が終わっているからという認識はないというふうに思っております。

○川上委員

全く終わっているという認識ではないはずということですかね。

○環境整備課長

条例上の手続は完了をしておりますけれども、このアサヒ飯塚メガソーラーとしての説明の必要性は伝えてきておりますので、その間、説明会を開催されて今まできております。引き続き、うちのほうとしては、さらに開催の要請をしているところです。

○川上委員

太陽光発電、FIT法との関係でも説明を求められるし、林地開発の具体的な行為について も説明が求められるし、一般に環境保全との関係で市も説明を求めておるという3段構えにな っているわけですね。それで、こうした中で、今ノーバル・ソーラーがああいう許可条件違反、 森林法違反という事態を迎えるに至るほどの指導しか福岡県がしきらないということで、その くらいしか指導しきらないのに、アサヒ飯塚メガソーラーの着工、着工届を受理すると工事が 始まるんですね。だから着工届を受け取ったらだめなんですね。だから、責任も持てない工事 許可、着工許可をするなということを申し入れてもらいたいと、8月8日に述べたんですよ。 副市長が、市長とも協議をしてということでした。この間の一般質問では、9月5日の日に出 向かれて、成末さんか、担当課長の成末さんでしょう、とお会いになって、住民の同意が取れ るまでは着工はしてもらいたくないと言われて、一昨日の10日の一般質問に対しては、重ね て申し入れに行きたいと。今度は県の部長に申し入れをしたいということだったんです。それ で、私のほうから1つだけ提案をしておきたいと思うんですけど、県知事宛て文章を作られた ほうがいいんじゃないかと。もう一つは、早いほうがいいということなんですね。アサヒのほ うは住民説明会をするかどうか、返事をするまでは着工しないというスタンスなので、しない と言ったら工事が始まるかもしれないという局面なんですね。カードは相手が握っている状態 ですから。それに介入できるのは、法律的に介入できるのは、今のところを許可権者である福 岡県ですから。ここから着工届を受け取らないよということで、受け取り切りませんというこ とをきちんと言わせれば、大事なことになるんじゃないかなと思います。一層の努力をお願い したいなと思います。

それで、ノーバル・ソーラーなんですけど、一条工務店のほうは条例手続が終わったという ふうに思い込んでいるわけですね。ノーバル・ソーラーは、どうなのかということなんですけ ど、住民説明会の関係はどうなっていますかね。

○環境整備課長

ノーバル・ソーラーにつきましては、平成30年11月19日に開催されましたけれども、 資料不足を理由に、ほとんど帰られ、数名の住民が残って質疑応答が行われております。その 後に平成31年3月25日に住民説明会が開催されております。このときに、各自治会から時間を区切って質問をしてもらったわけですけれども、最後の自治会が若干、質問する時間がな かったというところで、こちらも再度の開催の要望をしているところです。

○川上委員

そうしましたら、ノーバル・ソーラーの認識は市の条例手続は、住民説明会でまだ止まって いるという認識になっているんですかね。

○環境整備課長

ノーバル・ソーラーとしましては、若干でしたけども、30年11月19日の説明会で条例 上のものは終わったと。しかし、さらに住民に説明をする上で、3月25日も開催されており ますので、今後も、会社に向けて訴えていきたいというふうに思っております。

○川上委員

2つ言いたいんだけど、1つは11月19日のあの有り様で事業者が終わったと言い張るのを市が許すのかということなんですよね。どういう要件で、何を根拠にと言ったほうがいいのか、どういう要件を満たしておるから終わったというふうに言えるものが何かあるんですか。

○環境整備課長

説明会が完了した、完了していないという定義というのは、これといったものはないんですけれども、最終的に数名ですけれども、残られて質疑応答があったというところで、時間も結構使われてされておりますので、条例上のものは終わったという認識を取っておられます。

○川上委員

認識は相手が持ったということですよね。ノーバルが終わったと思っているということ、それが要件だというふうに言われておるんでしょう。

○環境整備課長

市としましても、この質疑応答がされたというところで、一応、条例上のものは、この 11月19日のもので説明会とし、しかしさらに住民に説明をしていただきたいというところ で要請を行っているところです。

○川上委員

条例の中で規定している住民説明会は終わったというわけでしょう。ちょっと考える必要が あるのは、来た大多数の方が、資料もなくて、紛糾して、出て行ったという状態、再度開催を 要求して出て行ったんですよ。残った人たちが誰かわからないですよね。一生懸命聞いた人も おるかもしれんし、サクラかもしれないよね、サクラもおるかもしれないんですよ。サクラっ てわかるかな。事業者側の人間もいたかもしれない。こういう状態で、今後、飯塚市の自然環 境保全条例の住民説明会が通過できるということになれば、形骸化してしまうのではないかと、 住民説明会は。そういう心配を持つんですよ。それで一応、3月25日にやったということな んだけど、これは条例に基づく一連の流れの中のものではなくて、何でしょうね、先ほど言っ た3つのFIT法とか、林地開発とか、あるいは一般に環境条例、環境保全に関する市の行政 上の行為としての要請ということになるんでしょうけど、流れの中で見ていけば、条例が 11月19日に終わってないということで、もし私が言うように終わっていないということで、 きちんとやっていれば、市長は計画の変更とかを求めることができたんですよね。市長は、計 画の変更とか何かとかも結局していないんだけど、しないという判断をいつしたかとかいうこ とも問われてくるわけですよ。結局、ああいう林地開発許可条件違反の工事スケジュールを、 市民に提出資料を見せて指摘を受けて、結局そのとおりのことしているわけですね。これは後 で言う金比羅山の日本エネルギーのほうと比べても、ものすごく異常なんです。質問しないと いけないんで、それで、この事態から自然環境保全条例を強化充実する上で、何か考えるとこ ろがあるかということを、ちょっとお尋ねします。

○環境整備課長

この条例の手続としましては、先ほど違う事業者のところでも申し上げましたように、いろんな手続があります。その中で、やはりこの住民説明会、そして次の意見書、そして見解書で住民の不安等を払拭していくというところが、この条例の主なところだと思うんですけれども、その中でやはり危険なところがあれば、その是正というところまで踏み込めるというところになっておりますけれども、やはりなかなか県が許可したものを食い止めるというところでは、市の条例というものの限界と申しますか、国の法律なり、そういうところの規制を持って食いとめていくというようなところが必要ではないかというふうに考えております。

○川上委員

もともと市の条例には、決意はかたいけど、権能がやっぱり弱いところがあって、別の権能 が入ってくると機能しないところがあるわけですよね。林地開発で県知事が許可したら太刀打 ちできません、みたいな感じになるんだけど、この決意があれば、県知事が許可した許可の中にある矛盾、そして許可に基づいて実際に事業が始まっていくときの矛盾を、福岡県はこれでいいのかなとか、事業者はこれでいいのかなということで、市条例の目的のところの決意でチェックしていくことはできると思うんですよ。そこのところの決意がなければ、市民と連携して守っていくという決意がなければ、国のしていることだから、県がしていることだから、事業者がしていることだから、自分たちもここ線に引いて中に入っていきませんということになってしまったというのが教訓だと思います。だから条例で一番重要なのは、私は第1条だと思うんですよ。この目的、決意、これがしっかり固まっていれば、いろんな法律を駆使して闘うことはまだできると。ちょっと延びましたけど、ノーバル・ソーラーの場合は、そういうことと。住民説明会壊しが、私の言葉で言えば、パターンの2ですよ。Bですよ。

それから、次は日本エネルギーですけど、住民説明はどんなふうですか。これは筑穂馬敷の 金比羅山のことですよ。日本エネルギー総合システム、住民説明はどうですかね。

○環境整備課長

日本エネルギー総合システムの住民説明会は、平成30年11月24日に開催されております。

○川上委員

その後はどういう流れになっていますか、条例手続上。

○環境整備課長

平成30年12月14日に意見書が提出されまして、31年1月4日に見解書が提出されて おります。

○川上委員

それで、見解書は市長に提出されるわけだけど、市長はそれを受けて、何か判断をしていないんですか。

○環境整備課長

31年3月26日に自然環境保全対策審議会で審議されまして、その内容としましては、それぞれの事業者から意見書に対する見解が出されているが、その内容に不十分なものがあれば住民の方に具体的な指摘をしていただきたいということで、住民からの声を審議会で再度お聞きをしております。その声を踏まえまして、再度、本年5月8日に自然環境保全対策審議会を開催し、その中で開発に伴う調整池設置により開発前とどう変化するのか、反射や発電に伴う気温の変化について、同規模のソーラー事業での計測値を示すべき、そういった意見が出されて、意見書の追加提出ということを5月22日に行っております。それに基づきまして、6月7日に追加の資料が出てきましたけれども、この審議会の中で気温の変化について、事業者のほうに実際の温度の測定を依頼というところがありましたので、それを今、依頼しているところでございます。

○川上委員

そうすると、これは自然環境保全条例の手続は未終了という認識ですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それで、これは情報提供も含めて私の意見だというニュアンスで聞いてもらいたいんですけど、住民説明会の形骸化というか、その危険をちょっと感じるところがあるんですよ。つまり、条例手続に入る前に手続上の住民説明会の前に、事前説明会をするわけですね。何度も説明してもらえるのはいいんですよ。個別だったり、していくんですね。そして、理解を十分に得たという確信のもとに、条例上の皆さんに報告する住民説明会のやり方というのを編み出してくるんですね。これは地元の方にとっても、早く話を聞けるという点ではいい面もあるわけです

よ。しかし事業者としては、住民説明会を1発で終わらせると。馬敷のほうでは、アルティメットというコンサルをした人が来た折に、白旗山のようになったら大変だからというような発言もあったやに聞いております。だから白旗山のことから、いろんな教訓が、いろんな人たちが得ている。そして、市の条例はこうしたらいいんじゃないかなという研究が、傾向と対策という言葉がありますけど、されている節がある。だから、自分たちの条例はこれですから、ずっとこれでいきますよと。条文は変えなくとも決意によって、悪用というか、形骸化とか、抜け道とかを防ぐことできる場合もあるので、これはよく研究する必要があるのではないかなと思います。結局、その流れの中で、地元住民で抵抗して頑張っているというのが今ありましたけど、結局、ノーバルと同じような事態になったという事実があるわけですね。これについては把握がありますか。

○環境整備課長

伐採の着手の手順としまして、1次伐採と2次伐採があります。2次伐採につきましては、調整池の施工が済んでから着手する計画となっていましたが、1つの調整池が完了して、その調整池の流域の2次伐採は、計画どおりだったんですけれども、2つ目の調整池の完成前に、その流域の2次伐採をしたというところで、県から指導があり、顛末書を出されてあるというのを聞いております。

○川上委員

一般質問の中でちょっと言いましたけど、7月21日参議院選挙だったでしょう。大雨だっ たでしょう、前日から。その投票の翌日7月22日に、福岡県が馬敷の現地に行っているわけ ですね。今課長が答弁された内容の事実を確認しているわけです。それで翌7月23日に顛末 書、是正計画書が提出されるということになってます。状況としてはノーバルと似ているんだ けど、第1次伐採というのは調整池をつくるために、雑木、雑草を除去するという仕事なんで すよね。ナンバー1調整池をつくりました。そしてこれは岡谷川と言うんですけど、川に水が 流れていくようにもう接続済みです。これが開発に反対する、しないは別として、林地開発上 のルールなんです。川に接続してるわけ。第2調整池のほうは、それが完成に至らないままと いうことだったんだけど、重要なことは、福岡県が承認した工事計画は、私も図面を見ました けど、調整池が終わって、それから2次伐採、造成に入っていくという計画スケジュールにな っていました。ノーバルのほうは、ちょっと遡るけど、そのようなことを文言では書いている。 それから図面にも調整地の設計図のところに、この完成後に2次伐採に入ると書いているんだ けど、工事スケジュールは、この間も言ったけど、同時並行というふうになっているんです。 同じ福岡県が指導して、原理原則どおりさせているのと、そうでないのとあって、そして、原 理原則どおりになっていたものが、しかも市の条例の手続どおり、きちんと住民説明会もして いるわけですよ。ところが、現実には許可条件違反の伐採を侵してしまうということなんです。 ここは何が教訓かというと、自然環境保全条例の手続中で、これがクリア、これがクリア、こ れがクリアということになるけど、やっぱり周辺住民と市が見抜かなければならないものがあ るんですよ。市と市民が連携してというから。何を見抜かないといけないのかというのは法律 上の瑕疵とともに、悪意ですよ。悪質性、この業をなすことができる事業者かということを経 過の中で見抜かないといけない。住民説明会のやりとりの中で、お金の手当があるかどうかと いうこともあるけど、わかる。悪意性というのは。だから、ここも条例第1条、目的のところ で書いてある内容で決意があれば、まだこの条例は生かすことができる面は十分にあるだろう と思うんですね。

それで、野見山産業に入りますけど、一言だけちょっと言っておきたいんだけど、TTS企画が南尾にメガソーラーをつくっています。鶴三緒で説明はしましたと。ところが南尾では説明してなかったんですね。神ノ浦浦田で工事が始まって、大変被害が大きくなって、目の前ですから、ここから先はもう工事現場ですから、何で説明しないのかということで、急遽、住民

説明会がありました。その中で、アルティメットの方がこう言ったんです。自治会長が住民説明会を求めなかったというのでしませんでしたと言ったんですよ。それが環境保全条例の手続ということを言い張るわけですよ。だから私は、市の条例はそうなってないよと。住民から要望があったら、あるいは自治会長から要望があったら説明会するようになっているんですかと聞いたら、間違ってましたというふうに言うわけ。このパターンは、条例を誤って周辺住民に理解させて、責任を逃れようとするやり口なんです。だから、これは一つ指摘、情報提供しておきます。それで野見山産業について、今、条例手続を1回目は全然やっていないというのがもう既に明らかだけれども、そういう悪質性が最初からあるんだけど、2回目、無許可区域への膨大な積み上げを福岡県が追認する形で県が土砂条例で認めるときの市条例は、どこまで、どのように行われたかお尋ねします。

○環境整備課長

平成30年3月9日に、本市の条例の事業計画書の提出がされております。それに伴いまして、30年5月12日に第1回の住民説明会、同じく30年5月25日に第2回目の住民説明会、30年6月16日に第3回目の住民説明会、30年6月28日に第4回目の住民説明会が開催されております。

○川上委員

説明会はわかりましたけど、手続はそれからどうなっていますか。

○環境整備課長

その第4回目の説明会におきまして、事業者側は事業の説明と言いますか、この間、土量も 住民側の意向によりだいぶ減らして、高さ約9メートルほど下げて、土量も31万立米から約 16万6千立米まで下げたものを提示をされております。事業の説明はほぼ終えたということ で、第4回目で説明会を終了されようと、事業者はされましたけれども、住民側は保険の種類 の内容、そして福岡市から入ってきている軟弱土砂の問題等を理由に、もう一度開催してくれ ということで要望がありました。そのときに事業者のほうは、ちょっと時間を取りながら、も う一度開催するというようなことを言われて会が終わったわけなんですけれども、その後、住 民側とトラブル等もちょっとあったということをお聞きしておりますけれども、5回目の説明 会が開催されずに、事業者としては説明会はもう尽くしたというような回答が来ました。その ことを踏まえまして、自然環境保全対策審議会のほうにかけたところですけれども、本来、住 民への十分な説明ができてない以上は説明会を開催していただきたいという意見を出しながら、 しかし、このままでいくと意見書、見解書等に結びつかないということも考慮されまして、こ れは住民側が選択すべきだというような審議会の意見が出て、その意見に沿いまして住民側の ほうが開催されるかわからない説明会を待つよりも、苦渋の決断だと思うんですけれども、意 見書の提出に移行されております。それに沿いまして31年2月18日に意見書が提出され、 31年3月12日に見解書が提出されております。その後、自然環境保全対策審議会を開催し、 3月26日に開催した内容では、それぞれの事業者から意見書に対する見解が出されているが、 その内容に不十分なものがあれば、住民の方の具体的な指摘をいただきたいと。先ほどの日本 エネルギーと同様な意見が出され住民側からも声を出されて、その意見をもとに、5月8日に もう一度、自然環境保全対策審議会を開催しております。その内容につきましては、騒音に係 る環境基準について、会社独自に基準を出しているのであれば、その方法を知りたい。具体的 に補償の流れも提示してもらいたい。土砂埋め立ての高さは現実には超えているが、その超え ている部分は資材という土が置かれていることでは、住民のほうでは証拠があるということで あれば、そういうものも示していただきたいというような審議がなされてました。それを踏ま えまして、追加資料として5月22日に依頼し、6月7日に追加資料が出てきているというよ うな流れで今のところ進んでおります。

○川上委員

お気づきだと思いますけど、住民説明会の段階で開発が始まってなかったのは、先ほどから言っているアサヒとノーバルと日本エネルギー総合システム。途中でどうなんですかというのは、ノーバルがあるんだけど。それと違って、野見山産業の場合は、飯塚市に最初の段階では、必要な条例手続をせずに、しかもしない理由は飯塚市がせんでいいと言ったという紙まで書いて福岡県に提出しているわけですよね。こういう悪質さが最初からあった。それから、開発はもう終わっていたんですね、半分以上。無許可地域に今答弁があったような福岡市と福岡県、一部飯塚市の土砂が投入されて、もう開発はほとんど終わっとったわけですよ。あんまり入らない状況やったわけです。それをもう少しぎりぎりまで広げて、この段階から住民説明会ですよ。だから、もう説明も何もないわけです。もう最初から言いわけしかないわけですよ。しかし、このことは最初、住民説明会の1回目のときは、これが無許可、違法であるとかいうことは、隠されとったんです。住民側調査によって明らかになってくるんですよ。これは、無許可、違法な埋め立てをしておりましたと、初めてそれから認めたわけです。去年の7月4日、福岡県が条例手続の過程でも条例に基づく許可をしてしまったんですね。そして、2日後に大雨が降って崩れたでしょう、一部。そうした中で、飯塚市長が7月13日に異例の申し入れをしましたね。条例にかかわる行為だったと思うんだけど、内容、条例上の位置づけをお尋ねします。

○環境整備課長

条例上の位置づけとしましては、申し出内容のものは位置づけとしてはございません。

○川上委員

私は第1条の決意だと思うんですよ、目的。絶対防ぐよという決意のあらわれだと思うけど、 その内容をお尋ねします。

○環境整備課長

内容としましては、自然環境保全条例の目的、説明会から見解書までの一連の流れを示し、 見解書が提出されるまでは、土砂の搬入を開始されないよう申し入れを行っております。

○川上委員

私はこれ相当に重要な文書だと思いました。ところが現実はどうかというと、もう8月に入 ると福岡市の土砂が民間経由で大量に入ってくるわけですね。まだ調べが終わっていませんけ ど、福岡県のも入ってきています。だから、飯塚市が、かなり決意を持って事業者に申し入れ たことによっても止まらなかった。じゃあどこに申し出てたらよかったのでしょうか。あわせ て、関係事業者と取引関係にある事業者、それから福岡県、福岡市に飯塚市としては、こうい うことでこういう申し入れをしておりますということを周知することは抑制の力になったので はないかと。そこまで発展してきているわけですね。これから、あっという間に、福岡県が求 めた土砂の埋め立てが終わるところまで来ておったんですよ。ところが約束した9メートル下 げのラインより上のところに土砂がたまり始めるんですね。土砂処分場だと思っておったけど、 何でこの予定より上に上がっていくんですかという問いを住民がしていくと、これは資材です と言い始めたんですよ。先ほどの株式会社サカヒラの有価物ですと言うのと同じなんです。土 砂処分はここまでだけど、その上に有価物、資材を、同じ土砂ですよ。置くのは制限がありま せんと言ってくるんですよ、福岡県も。結局、下げましたとか言うけど、どんどんいくわけで すね。それに対して住民が本気ですかということで福岡県を問い詰めていき始めると、かねて から用意されておったと思うけど、隣に土砂条例、環境条例に、市条例にかかわる範囲外の開 発行為ということで、5万立米ぐらいの土量がいる埋め立てをやって、造成をやって、その上 に地域密着型のデイケア施設をつくりますよという計画を出して、5万立米ぐらい入るんです よ。これは福岡県が許可したわけですね。もちろん飯塚市が副申を出していますけど。これは、 ずっと自然環境保全条例で、飯塚市は住民と一緒に悪いことはせんでくれという環境破壊をす るなというふうに、いわば闘い続けてきたんだけど、十分、不十分はありますよ。今度は、手 を変えて、土砂条例も終わっているから開発に行こうと。同じ敷地内ですよ、隣接して。こう

いう悪質な業者だったんです。今、4つぐらい言ったけど、この中で1番重要と思われたのは、第1条の決意と言いましたけど、もう一つ対策審議会、これは条例事項ではないけど、対策審議会というのは重要だったと思うんですね。だから、こういう手を変え品を変えてくるときに、条例の本旨で闘うのと同時に、別に持っている市の手だて、これを組み合わせて頑張っていくというふうにすればどうかなと思うんですね。最後に、見解を求めて、このテーマの質問を終わります。

○環境整備課長

この件に関しましても、自然環境保全対策審議会の経過途中ということでありますので、この中の審議も慎重にやりながら、監視を続けていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休 憩 15:10

再 開 15:20

委員会を再開いたします。次に、「市民意識調査について」を議題といたします。川上委員 に質疑を許します。

○川上委員

改めて、目的をお尋ねします。

○人権·同和政策課長

本調査の意義、目的でございますけれども、6月の所管事務調査の折にもご回答させていただいたとおり、こちらのほうは本市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例第7条に、「市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする」というふうな規定がございます。こういうふうな調査を行うことにより、これまで行ってきた事務事業、また各種施策の成果や課題が明らかになるとともに、今後の事業の進め方や必要となる施策等についても明らかにするものでございます。

○川上委員

スケジュールをお尋ねします。

○人権・同和政策課長

本調査のスケジュールでございますけれども、ことし6月の時点では意識調査用紙の発送を8月に予定しておりましたが、設問について検討を重ねた結果、意識調査用紙の発送が1カ月ほど遅くなっております。また、その後のスケジュールにつきましては、年内に集計分析、報告書の作成に取りかかり、年明け後2月末をめどに報告書完成を予定し、また、報告書の概要版の作成を3月に行う予定としております。

○川上委員

この作業について、部落解放同盟のアドバイスを受けていますか。

○人権・同和政策課長

この意識調査につきましては、飯塚市人権問題市民意識調査検討委員会というふうな検討委員会のほうを立ち上げております。この検討委員会の中におきまして、委員として部落解放同盟飯塚市協議会、飯塚男女共同参画推進ネットワーク、特定非営利活動法人人権ネットいいづか、また学識経験者及び関係各課、全部で11名の委員で組織されております。今申しました

ように、この中には部落解放同盟飯塚市協議会様のほうよりも委員選出をしていただいておりますので、アドバイスというよりも、この中でいろいろご意見のほうをいろんな方からいただいているような状況でございます。

○川上委員

それとは別に、飯塚市と解放同盟で話す機会があろうと思うんだけど、その中にこのことが 入っていますか。

○人権·同和政策課長

いろんな事業を行うに当たってお話をさせていただく機会というのはございます。その中で、例えば男女協働だとか個別の団体様、または関係課よりお話をいただくことがありますので、そういう意味では、ここはこういうふうな意見があるがというふうなところは、お話は聞いたことはあります。

○川上委員

ちょっと確認するというほどでもないけど、夏の交渉とかやっているじゃないですか。その 中の交渉項目、向こうは交渉と思っているわけですよね、交渉項目の中に、この意識調査の問 題は入っていますか。

○人権·同和政策課長

協議をさせていただく中には、今委員がおっしゃられる協議の場では出てきておりません。

○川上委員

その協議というのは、いわゆる夏の交渉のこと言われたんですかね。それから、委託先はど こか、契約金額は幾らを予定しているのか、もう渡したのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

委託先についてでございますけれども、委託先は公益社団法人福岡県人権研究所、委託金額につきましては274万4620円、委託期間のほうが令和元年5月23日から令和2年3月31日というふうになっておりまして、契約金額のほうはまだお渡しのほうはしておりません。〇川上委員

その団体はどうやって選んだんですか。

○人権・同和政策課長

団体のほうの選定でございますけれども、契約につきましては随意契約ということで行っております。この随意契約を行うに当たっては、過去どういった実績があるのか、こういったところを調べまして、こちらのほうが数多くの他市の調査などを行っていたことから、こちらのほうと契約をさせていただいております。

○川上委員

もともとどういう団体だったんですかね、何か合併したとか聞きましたけど。 2 つの団体が 合流したと。

○人権・同和政策課長

こちらも6月の所管事務調査のほうでお答えさせていただいておりますが、1つが福岡部落 史研究会、もう一つが、福岡県部落解放人権研究所ということでお聞きしております。

○川上委員

その認識は変わってないですね。それで私が心配しているのは、この意識調査ということが 実態調査ではないので、意識調査だから、心の中のことを聞くわけですよね。だから、手法に よっては非常に危険、内心の自由を侵しかねない。でき上がったものをどういうふうに使うか についても心配があるんだけど。それで、委託内容をどういうふうに調査をするかについて、 さあどうぞと言ってないと思うんで、市としてこういうふうにやってくださいというふうに言 っている調査方法、お尋ねします。

○人権 · 同和政策課長

委託の内容についてでございますけれども、まず、調査対象を飯塚市内在住の3千人としまして、調査票の作成、それから調査票の発送等の準備、それから、調査回答者に対するお礼状の作成、印刷。また、回答期限後に市に到着する回答の回収、それから調査表の整理、集計及び分析、報告書及び概要版の作成、検討委員会会議等への出席、以上、こういったものを調査対象業務内容としているところでございます。

○川上委員

項目については、また別の機会に聞きましょう。それで3千人サンプルをとるということなんだけど、どういうふうに選びますか。

○人権・同和政策課長

3千人のサンプルでございますけれども、基本的に無作為抽出。基本的にというのが18歳以上を対象として無作為抽出という形で、抽出のほうをさせていただいております。

○川上委員

無作為抽出は、どうやって無作為抽出するんですか。どのように。

○人権·同和政策課長

3千人の無作為抽出につきましては、市民課のほうに依頼しまして、その中で3千人を無作為に住民票の中から抽出していただいているということでございます。

○川上委員

市民課ではどうやって選ぶんですか。

○人権・同和政策課長

システム上で無作為に抽出をお願いしているということでございます。

○川上委員

意味がわかりません。

○市民課長

依頼があった場合に、年齢とか住所とか、その縛りの中で機械で住民票のデータでバッチを 回しまして、それで、もう本当に機械の中で無作為に選んでいます。

○川上委員

よくわかりませんので、今度また別の機会に質問したいと思うんだけど。旧自治体ごとに何 人とか、そういうことを考えているんですか。

○人権・同和政策課長

今回の調査におきましては、地区につきまして、旧自治区ごとにエリアのほうを分けまして、 その中で、無作為抽出のほうを実施させていただいております。

○川上委員

それは無作為抽出と呼ばないんじゃないかなという気もしないでもないんですけど、なぜ分けるんですか。

○人権·同和政策課長

まず、この5つの旧市町に分けた理由でございますけれども、本市全域のほうを1つの区分として無作為抽出を行いました場合、抽出される区域に偏りが生じるおそれがある。こういったことから、5つの区分に分けましても、それぞれの区分の中で偏りが生じるおそれはありますが、本市全域を1つの区分として無作為抽出を行う場合よりも偏りが小さくなり、できるだけ本市全域から広く市民の方のご意見や考えを伺うために、5つの区分に分けて無作為抽出を取ったものでございます。

○川上委員

旧自治体ごとに意識を見たいというのであれば、一応理屈は通ります。しかし、前段の統計上、市一本で3千人取った場合と、それごとにとった場合は偏りが少なくなるとかいうのは、 どこでその情報を確認したんですか。

○人権・同和政策課長

先ほど申しましたように、完全にランダムの無作為抽出でございますので、飯塚市全域を 1つの区分とした場合は、偏りが生じるおそれがあるということで考えまして、その偏りが少 しでも小さくなるような形でということで、5つの区分に分けたものでございます。

○川上委員

統計学上そういうことはないと思います。それで、それは意見を述べておきますけど。5つに分けて抽出して集計するわけでしょう。そしたら公表も、公表するかどうかはあるかもしれんけど、集計は5つごとにやる、5地区でそれごとにやるわけですか。

○人権・同和政策課長

集計の段階、分析までいきますけれども、その段階で当初の5地区のほうをそれぞれで集計 したり分析したりということは考えておりません。

○川上委員

5つの地区ごとのサンプル数を教えてください。

○人権·同和政策課長

3千人抽出でございまして、この分についてはいろいろ内部で検討した結果、均等に600人ずつのサンプルを、それぞれの各地区に割り振るような形で行っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。 次に、「国民健康保険税について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

税率改定を考えておるということであれば、そのスケジュールをお尋ねします。

○医療保険課長

改定をする場合のスケジュールということで申し上げます。今回は、前回改定したときに、 30年度と31年度の税率を決めておりました関係で、令和2年度以降の税率の検討を今年度 することにしております。したがいまして、先日ですけれども、7月31日に令和元年度第 1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきまして、国民健康保険税の 税率について、市長の諮問をいただきました。今後のことですけれども、福岡県のほうでは令 和2年度の市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金の仮算定を、10月中旬から11月 上旬をめどに行いまして、その後になりますけれども、12月末からだいたい1月上旬までに かけて本算定を行うというようなスケジュールと伺っております。したがいまして、次回の協 議会の予定といたしましては、県の仮算定の結果として示されます納付金の金額と標準保険料 率、これを利用しまして、本市としての国保会計の試算を行うことになりますけれども、これ は11月中旬以降にできるようになろうかと考えています。したがいまして、第2回の協議会 以降、この試算に基づいて、国民健康保険税の税率をどうするかというご審議をいただく予定 にしております。税率を改定する必要がある場合、その後になりますけれども、条例改正等を 行う必要がございますので、議会の日程等を勘案しながら協議会の開催日程を調整させていた だくことになろうかと考えています。したがいまして、税率の改定を行う場合には、3月の定 例会で条例改正案並びに予算案の時期の審議をお願いすることになると考えております。

○川上委員

そうすると、第2回の運営協議会の時期は、年を越すという感じなんですかね。

○医療保険課長

11月中旬に試算を行うと申し上げました。その後になろうかと思いますけれども、できれば年内に開催をできればとは考えております。

○川上委員

そのときに、運営協議会の開き方としては、引き下げたい、据え置き、上げるという内容が 大体見えてくるということですね。議会のほうも、市のほうも一致していると思うんだけど、 引き上げにならないように力を尽くしていただきたいと申し上げて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了するとすることにご異 議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「ふるさと納税に係る大学応援メニューの追加について」報告を求めます。

○地域振興課長

「ふるさと納税に係る大学応援メニューの追加について」ご説明します。資料をお願いしま す。現在、平成29年度4月に近畿大学及び九州工業大学と締結した包括連携協定に基づき、 行政の各部署を初め、地域、企業などさまざまな形で、また幅広い分野で近畿大学並びに九州 工業大学との連携を行っております。大学においては、今後の18歳人口の減少に危機感を持 っており、入学者を継続的に確保していく上で、大学の機能強化とさらなる地域との連携が必 要との認識を持っております。本件は、このような中、大学支援及び産学官連携事業の強化を 目的に、現行のふるさと応援寄附事業の応援メニューに大学応援寄附金の項目を追加し、運用 を行うものです。現行の6項目の応援メニューに大学応援寄附金の項目を追加しまして、寄附 者には寄附者の意向が反映されやすいよう寄附を行う時点で3大学のいずれかを選んでいただ きます。寄附金の運用については、産学振興課が行います。現在ある補助金制度の運用方法を 見直して、財源としてふるさと納税を活用する形となります。寄附金を収納した翌年度に、諸 経費等を差し引いた額をそれぞれの大学に補助金として支出する形をとるものです。なお、こ の制度には返礼品はありません。ターゲットは、主に大学OBや関係者と考えており、周知に ついては、大学の主体的なPRに期待し、飯塚市ではホームページのみでの周知と考えており ます。この運用は、本年10月1日から開始したいと考えておりますが、近畿大学産業理工学 部及び近畿大学九州短期大学は本学と調整中となっております。以上、簡単ですが説明を終わ ります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により報告をいたします。今回報告を いたします工事は、新体育館建設敷地造成工事でございます。入札の執行状況につきましては、 業者選考委員会において、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事の I 等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。次に入札の結果について、ご説明いたします。本件につきましては、15者による入札を執行いたしております。その結果、落札額1億523万3700円、落札率89.71%で有限会社荻原建設が落札をしております。なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります15者中14者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにより落札者を決定いたしております。以上、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。